

第四次涌谷町総合計画後期基本計画  
(案)

平成 23 年 2 月

涌谷町

# 目次

後期基本計画の策定にあたって	1
1 計画の目的	1
2 計画の期間	1
3 計画の構成	1
4 施策の体系	2
<b>分野別施策</b>	<b>3</b>
<b>第1章 教育と文化のまちづくり</b>	<b>3</b>
1 - 1 学校教育	4
1 - 2 生涯学習	9
1 - 3 芸術・歴史文化	12
1 - 4 スポーツ・レクリエーション	14
<b>第2章 健康と福祉のまちづくり</b>	<b>16</b>
2 - 1 健康・地域医療	17
2 - 2 地域福祉	21
2 - 3 次世代の育成	23
2 - 4 母子・父子福祉等	26
2 - 5 高齢者福祉	28
2 - 6 障害者福祉	32
2 - 7 社会保険	34
<b>第3章 生産と交流のまちづくり</b>	<b>37</b>
3 - 1 農林業	38
3 - 2 工業	41
3 - 3 商業・サービス業	42
3 - 4 観光	44
3 - 5 雇用	46
<b>第4章 自然と環境のまちづくり</b>	<b>47</b>
4 - 1 自然環境	48
4 - 2 景観形成	50
4 - 3 環境保全	52
4 - 4 公園緑地	54
<b>第5章 快適で安全なまちづくり</b>	<b>56</b>
5 - 1 宅地・住宅	57
5 - 2 上・下水道	59
5 - 3 ごみ・し尿	61
5 - 4 生活安全	63
<b>第6章 便利な定住のまちづくり</b>	<b>68</b>
6 - 1 土地利用	69

6 - 2	市街地・集落 .....	71
6 - 3	交通・通信・エネルギー .....	73
<b>第7章</b>	<b>自治と自立のまちづくり .....</b>	<b>77</b>
7 - 1	まちづくり .....	78
7 - 2	地域間交流・国際交流 .....	82
7 - 3	行財政 .....	84
<b>第8章</b>	<b>シンボルプロジェクト .....</b>	<b>89</b>
8 - 1	「人間力」プロジェクト .....	90
8 - 2	「健康・安心一番」プロジェクト .....	93
8 - 3	「涌谷」ブランド化プロジェクト .....	95

# 後期基本計画の策定にあたって

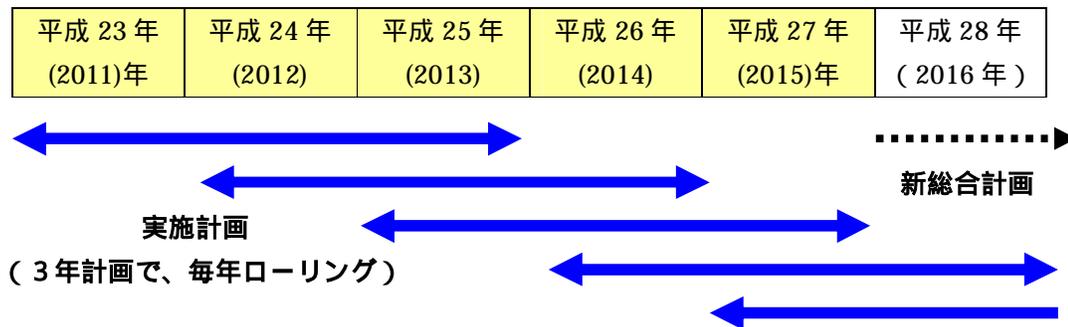
## 1 計画の目的

本基本計画は、「基本構想」の実現に向けて、後期 5 年間の主な施策を体系的にまとめたもので、「実施計画」の方針を示すものです。

## 2 計画の期間

平成 23(2011)年度～27(2015)年度

後期基本計画の期間



## 3 計画の構成

基本計画は、計画推進の基本方針、現状と課題、計画の内容、施策名、主な施策、主な事業の6つで構成しており、それぞれの内容は次のとおりです。

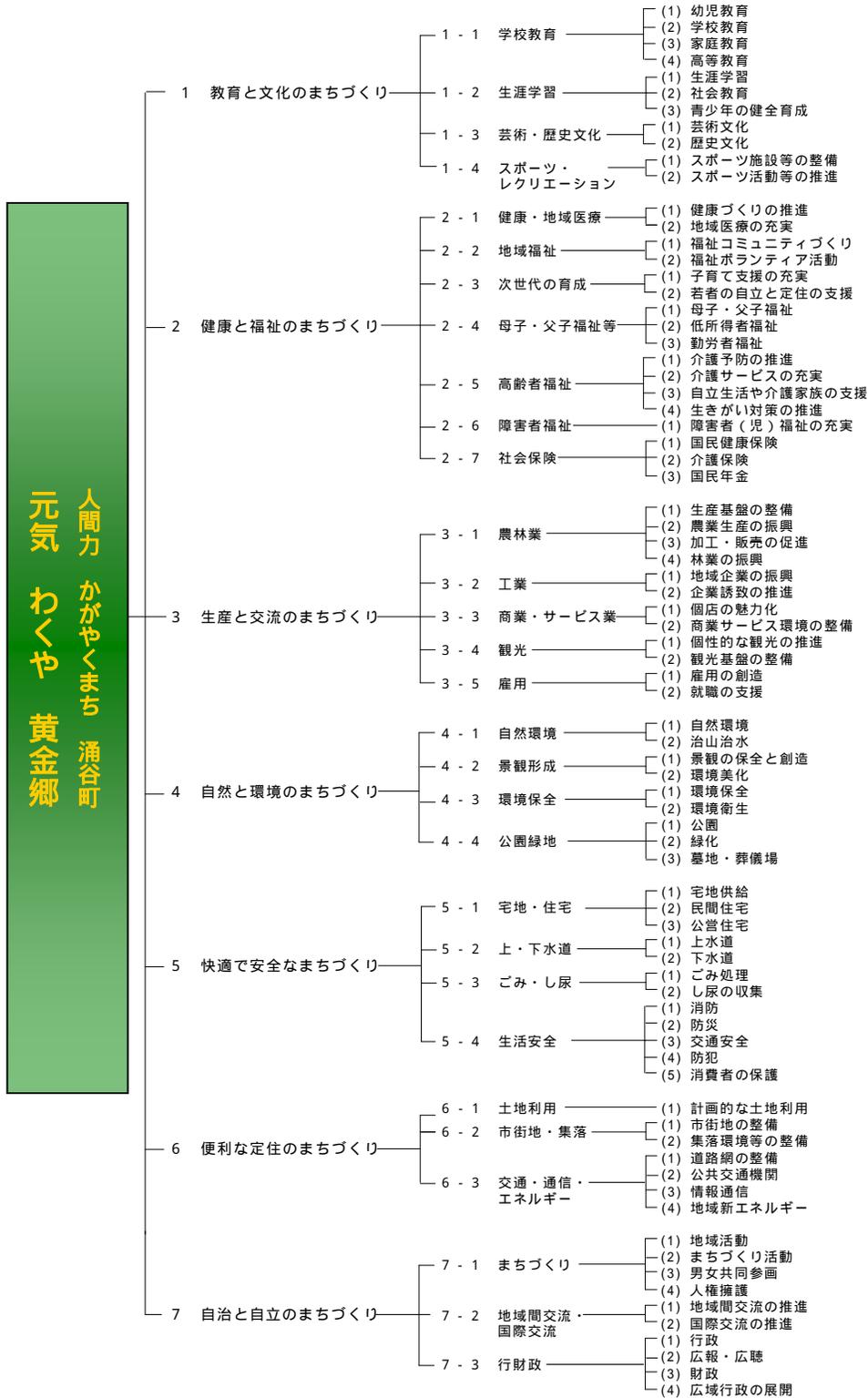
また、第8章に各事業を縦横段するシンボルプロジェクトをまとめました。

計画推進の基本方針	: 7つの分野(大項目)ごとに基本方針を示しています
現状と課題	: 施策の中項目ごとに、現状と課題をまとめています
計画の内容	: 施策の中項目ごとに、施策の基本的な方針を示しています
施策名	: 施策の小項目の名称を示しています
主な施策	: 施策の小項目を示しています
主な事業	: 施策の小項目ごとに、主な事業を示しています

# 4 施策の体系

基本計画の体系は、以下のとおりです。

施策の大綱（体系図）



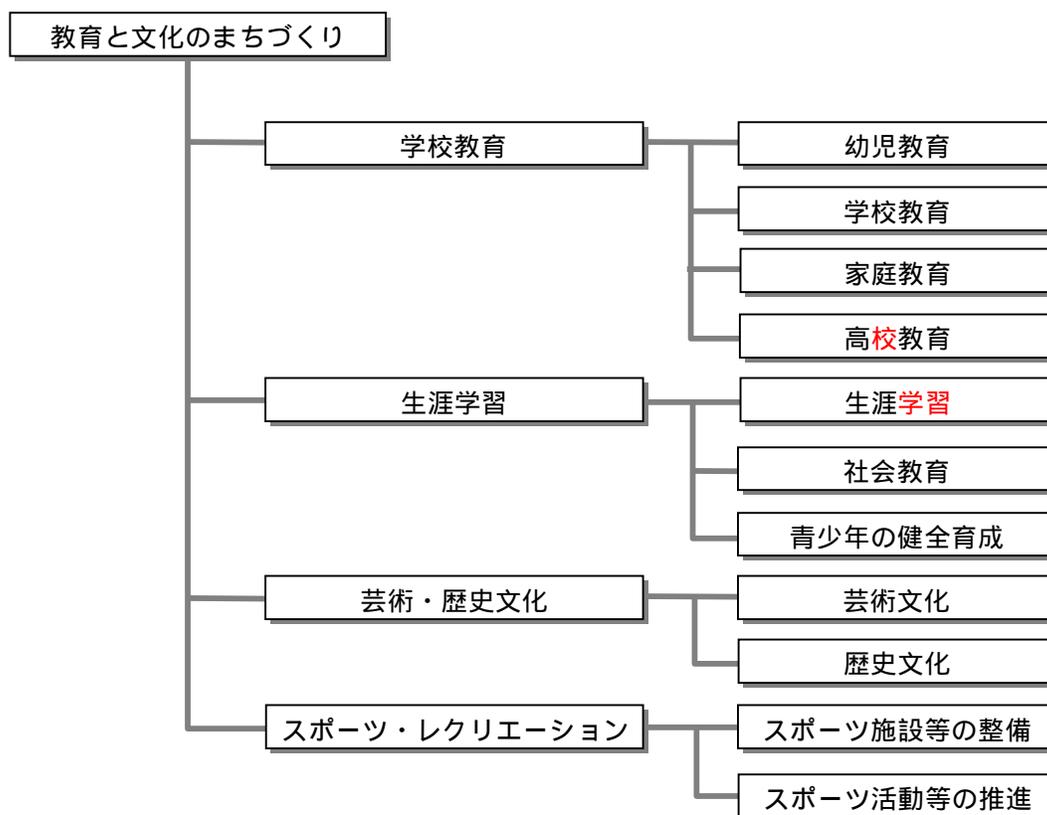
# 分野別施策

## 第1章 教育と文化のまちづくり

### 【計画推進の基本方針】

1. 人づくりからの自主・自立のまちづくりの推進
2. 将来に夢と希望を持ち、生きる力を育む教育の推進
3. 子どもや若者の自立を支援する経験や自主的活動の場づくり
4. 職業能力の向上やまちづくりに繋がる学習グループづくり
5. 楽しい地域クラブ活動の促進
6. スポーツ・保健・医療・福祉の連携による健康スポーツの推進

### 【施策の体系】



# 1 - 1 学校教育

## 現況と課題

### 幼児教育

- 平成23年度現在、当町には町立の幼稚園が5園と保育所が1カ所、また民間の保育施設が2カ所あります。町立幼稚園では、平成12年度から預かり保育を実施しており、住民の幼児教育・養護に対するニーズはほぼ満たされています。そうした中、町立の幼稚園1園と保育所の老朽化が進んできたことから平成24年度に2施設を統合し、幼保一元化施設としてオープンを予定しているところです。今後5年間、待機児童は出ないと予想されますが、少子化が進んでいることや地域のニーズを考え合わせると、残る幼稚園の統合、またそれを機として幼保一元化施設等、長時間保育の対応が可能な施設運営について検討していく必要があると思われまます。
- 教育と養護の充実としては、生涯学習等との連携を図りながら家庭教育に関する情報提供や相談の充実、子育てサークルの育成支援などが必要であると思われまます。
- 平成17年10月1日より保育事務が教育委員会に委任され、幼保の窓口の一元化を図ることにより、子育て支援の更なる充実を図ります。

### 学校教育

- 本町には、小学校5校と中学校2校がありましたが、各学校とも少子化の傾向が顕著になってきたことから学校規模の適正化を図り、平成23年4月に2つの小学校を統合して新しく「月将館小学校」を創設しました。適正化による学校統合については、地域住民の理解が得られないところもあり計画は半ばですが、今後も少子化傾向が続くことから町議会も適正化の必要性を認めており、地域住民の理解を得るため更なる努力が必要と考えまます。
- 学校施設は、平成22年度までに学校校舎の耐震改修工事を完了し、今後は体育館等の耐震補強を年次計画で進めていきます。
- 「ゆとりの教育」から「学力向上」、「生きる力」の育成、そして「志（こころざし）教育」の推進と、国や県の教育の在り方が変遷する中、本町では平成23年度から5年間の教育計画として「涌谷町教育振興基本計画」を策定しました。計画では、5年後の姿を「学校・家庭・地域が強い絆で結ばれる中で、よりよい未来を創造する強い志をもち、健康で、人間尊重と自然との共生の精神及び公共の精神を備えた子どもが育っています。そして、人々が生きがいをもって自ら楽しく学び行動し、芸術文化に接し、スポーツでさわやかな汗を流し合う地域社会が形成されています。」とイメージし、各種の施策を展開しようとしています。

### 家庭教育

- かつて、子どもは大家族や地域社会の中で育ち、子ども同士の遊びや地域行事などを通して自立に向けて学習し、育成されてきましたが、核家族化と地域コミュニティの弱体化、少子化などにより、家庭や地域の教育力は弱体化してきています。10歳までの保護期には過保護と自由放任、10歳からの自立期には地域の教育機会がな

いなど、子どもたちは社会性を身につける機会に恵まれないまま大人になっていきます。

- 本町では、幼稚園や保育所、児童館で年間30回程の家庭教育学級を開催するとともに、地域で子ども同士の遊びやスポーツ、体験学習、地域行事などの取組を行っていますが、各地区の子どもの数が減ってきており、町をあげて、家庭教育や親同士の活動の支援、地域教育の充実を図る必要があります。

### 高校教育

- 本町の中学校卒業者の進学率は、平成21年度で98.5%となっています。町内にある県立涌谷高等学校は全日制の普通課程で、平成22年度5月現在、学級数12学級、生徒数462名で、周辺市町からも多くの生徒を集めています。
- 今後は、高校、中学校、町教育委員会が連携を密にし、交流と相互の教育内容の向上などに努めるとともに、学校施設設備の充実や地域ニーズに合った専門学科コースの設置を要望していくことが求められます。また、本町では、高校生や専門学校生、大学生に対して奨学資金貸与制度を設けて奨学金を貸与しており、今後ともその充実が課題です。

## 計画の内容

- 1 社会で生きるための最も基本となることを、具体的な体験の中から獲得できるよう、幼稚園・保育所等での幼児教育・養護の充実を図ります。また、家庭学校地域との連携を強化し、乳幼児等の健全な成長を支援いたします。
  - \*「養護」は、児童福祉法上の用語であり、保育所の児童や幼保一元化施設の長時間保育児は「幼児教育」のほか、「養護」を受けることとされています。幼児の健やかな育成を目指し、保育所や小学校との連携を図りながら、各幼稚園施設や体制の充実を図ります。さらに、地域の実情に応じた幼児教育の充実に取り組みます。
- 2 将来への希望を持ち、人間性豊かな、学ぶ意欲と基礎学力を身につけた児童・生徒を育むために、授業の充実をはじめ、学校運営の充実、教育環境の整備を進めます。また、総合的な学習の時間などを活用した自然体験や職業体験などを通じて、社会性や自立性を身につける教育活動を支援します。
- 3 子どもが成人するまでの家庭や地域での教育や自立に向けての体験機会などの支援を図ります。
- 4 地域の高校としての県立涌谷高等学校との交流の充実を図るとともに、特色ある学校づくりを支援します。また、高等教育をめざす生徒への奨学資金貸与制度の充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1 . 幼児教育	(1) 教育と養護活動の充実	教育・養護環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>●教育・養護活動の充実</li> <li>●乳幼児と児童・生徒の異年齢交流促進</li> </ul> 特別支援乳幼児等への支援体制整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育士・教諭等の研修推進</li> <li>●健康部門との連携強化</li> </ul> 教育・養護活動を地域で支える基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域内の多様な人材活用の促進</li> </ul>
	(2) 家庭・地域教育の推進	「安心子育て支援プラン」(平成16年3月)、「涌谷町次世代育成推進計画」(平成17年3月)に基づく施策の推進 子育てサークルなどの育成と親子遊びや交流活動の奨励 「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推奨 地域内の多様な人材の活用
2 . 学校教育	(1) 授業の充実と学力の向上	学ぶ意欲を高める授業やわかる授業の実践 確かな学力形成の基礎となる「言葉の力」の育成を重視した教育の推進 個別指導や少人数指導、習熟度別指導など児童・生徒の個性や能力に応じた教育の推進 総合的な学習の時間などを使った、地域特性を活かした多様な体験学習や交流活動の実現 カウンセラーの活用や学校適応指導の充実など、学校不適応対策の充実 家庭との連携による家庭学習や読書習慣の確立 教師の実践力向上のための自己研修・校内研修などの充実 「志(こころざし)教育」推進体制の整備と主体的な進路選択の支援 町の自然や産業、文化にふれる体験活動や世代間交流活動などを通しての人間力の向上

施策名	主な施策	主な事業
	(2) 時代にあった教育の推進	<p>安心で安全な郷土色豊かな給食の提供と食育や食農教育の推進</p> <p>各人にあった運動習慣の確立による体力の向上</p> <p>「道徳教育など「心の教育」の充実と「いじめ」のないクラスづくりによる人権教育、男女平等教育の推進」</p> <p>外国人講師による英語指導の充実や海外派遣研修など国際理解教育の推進</p> <p>パソコンなど情報機器の活用と情報編集、発信能力の向上</p> <p>意見発表や議論の機会の充実等、コミュニケーション能力を向上し、将来の社会性を養う為の「志教育」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 奉仕活動や職場等体験することにより、知識の必要性を理解させるため、企業や地域との連携体制の構築を図る。</li> </ul> <p>部活動・学校行事などの異年齢交流を通じた子どもたちの社会力（社会の中での生きる力）の向上</p> <p>自然や地域を大切にす環境学習や歴史と伝統文化教育の充実</p> <p>ボランティア活動などを通じた福祉学習への積極的な取組</p> <p>災害や交通事故、犯罪被害の予防、薬物乱用防止など自らの安全を守る教育の推進</p> <p>障害者や発達障害のある児童・生徒の状況に応じた教育の充実</p>
	(3) 学校運営の充実	<p>家庭、地域、学校間の連携強化と学校評議員制度の導入などによる地域特性を踏まえた開かれた学校運営の実践</p> <p>生涯学習を見据えた幼児教育、学校教育、社会教育などとの連携</p> <p>教員研修等による学校の教育力（学校力）の強化・充実</p> <p>将来に向けた統合の検討</p>
	(4) 学校教育施設の充実と活用	<p>IT機材やパソコンソフトなどの整備充実と有効活用</p> <p>各学校のグランド整備の推進</p> <p>子どもの遊び場や地域スポーツの場としての運動施設などの有効活用</p> <p>余裕教室の「学童保育」などへの有効活用</p> <p>不審者などに対応した体制づくり</p> <p>涌谷第二小学校・小里小学校・笹岳小学校体育館の耐震補強等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成22年度耐震診断後補強等の整備</li> </ul>

施策名	主な施策	主な事業
	(5) 通学条件の整備	スクールバス運行の充実と計画的更新 地域での「パトロール隊」結成など通学路の安全対策の充実
3 . 家庭教育	(1) 家庭教育の推進	家庭教育に対する親の理解を深める学習機会の提供 家庭教育の推進のための多様な人材の確保育成 「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推奨
4 . 高校教育	(1) 涌谷高校との交流・連携	合同発表会や部活動での交流、体験入学など高等学校と小中学校の連携強化 イベント開催など涌谷高校と連携したまちづくりの推進 社会ニーズや地域ニーズに応じた専門学科コースの設置要望
	(2) 進学支援	高校生や専門学校生、大学生、大学院生、海外留学など、多様な進路形態に対応した奨学資金貸与制度の充実

## 1 - 2 生涯学習

### 現況と課題

#### 生涯学習と社会教育

- 社会の成熟化にともない、様々な分野において趣味などの生涯学習参加者の増加が予想されます。子どもや若者の体験機会への支援、若者や女性、離職者の就業意識の向上に向けた学習、健康や環境、文化など地域づくりに向けた学習など、新たな社会教育が必要となってきました。
- 本町では、涌谷公民館と籠岳公民館、くがね創庫、涌谷スタジアム、涌谷町勤労福祉センターなどを利用して生涯学習・スポーツ活動を推進してきました。今後は、町民の自主的な地域クラブ活動（生涯学習やスポーツ活動）やイベントなどの促進を図るとともに、子どもの遊びや体験学習、若者の就業意識の向上や起業のための学習活動などの重点的な取組が課題です。

#### 青少年の健全育成

- 少子化に伴う子どもの集団遊びや地域活動の機会の減少、若者の職業やライフスタイルの多様化などにより、青少年が地域に愛着を持ち、社会に対して関心を持つようになることが難しくなっています。特に、企業の雇用抑制により、若者の就業の不安定化が進み、青少年が将来への夢を持ちにくくなり、様々な社会問題が起こっています。
- 本町では、各小学校にある既存の子ども会活動を推進するとともに、昭和59年度に「青少年のための涌谷町民会議」を設立、平成8年度には、「涌谷町青少年相談室」を設置し、相談や巡回指導、啓発広報活動を展開しています。又、町内各小中学校における青少年健全育成事業の実施に際し、支援しています。今後は、これからの激動の社会を生きていく青少年が、たくましく生きていけるように、自立できるように、自主的に行動できるように、支援していく必要があります。  
今後も積極的かつ継続的に推進すべき施策です。

### 計画の内容

- 1 生涯学習を推進する体制を整備し、自由に利用できる学習拠点や身近な地域での学ぶ場の確保、指導者の養成、情報提供の充実など、町民の自主的な地域活動を支援します。また、子どもや若者の自立支援など、新たな学習課題を把握しながら、魅力ある学習機会の提供と自主的な活動の支援を図ります。
- 2 学校と地域をつなぐ仕組み・組織をつくり、学校・家庭と地域が子供の健全育成に向けた目的意識を共有し、各々の特性を活かしながら、互いに尊重し、対等な立場で協力し合い、ともに実践活動が行えるように支援します。
- 3 若者の就業意識の向上、産業活性化のための学習、魅力ある学習機会の充実に図ります。
- 4 少子化に伴い、青少年の地域活動の機会が減少、ライフスタイルの多様化などによ

り、地域への愛着が薄れ、社会に対して関心を持つことが難しくなっています。  
 今後は、青少年がたくましく生きていけるように、また自立できるように自主的に活動できる場を提供するとともに地域リーダーとして成長するため、支援する必要があります。

施策名	主な施策	主な事業
1 . 生涯学習	(1) 生涯学習のまちづくり推進体制の確立	生涯学習まちづくり推進計画の策定 幼児から高齢者までの生涯学習体系の確立 各種研修会によるリーダーや生涯学習指導者（インストラクター）の育成 指導者の掘り起こしと活用 イベント等の企画や運営など生涯学習ボランティアの育成 県や近隣市町村、高校、大学、企業などと連携した学習支援体制の整備
	(2) 学校と地域の協働教育の推進	学校支援地域本部事業 「元気わくやふれあい町づくり事業」 放課後子ども教室推進事業 協働教育プラットフォーム事業
	(3) 生涯学習施設の有効活用と整備	生涯学習既存施設の計画的な改修と有効活用 大崎生涯学習センターなど生涯学習施設の有効活用 放課後の校庭などを活用した遊びやスポーツなどの集団活動の促進 情報交流拠点として図書館機能を有する「生涯学習センター - (仮称)」の整備検討 施設などの利用手続きの簡素化と情報の提供
	(4) 生涯学習活動の促進	読書活動の奨励 自主学習グループの育成支援 趣味の講座やスクールの自主的な地域クラブ活動への移行の支援 子どもや若者を対象にした体験・交流・イベント・学習機会などの充実 「通学合宿」など子どもたちの自立に向けた事業の充実
2 . 社会教育	(1) 地域職業教育の推進	若者の就業意識の向上や出産退職後の女性の就業に向けた学習機会の充実 IT学習など職業能力向上のための学習支援
	(2) まちづくり学習の充実	まちづくり学習など開催促進 住民活動との連携によるまちづくり学習体制の整備

施策名	主な施策	主な事業
3 . 青少年の健全 育成	(1) 青少年の活動 機会の充実	自治会づくりと連携した地域子ども会づくりの支援 生活体験学習など少年教育事業の推進 伝統行事や祭りなどの地域文化を継承する機会の充実 他市町村青少年との交流機会の拡充 各種スポーツや学習施設などの休日、夜間利用機会の 拡充 「青少年のための涌谷町民会議」の充実
	(2) 青少年の自立 の支援	町のイベントへの青少年の協働参画の推進 まちづくり活動やボランティア活動などへの青少年の 参加機会の充実 青少年の自主的な交流や活動への支援 立志式、成人式など、青少年の自立を促す事業の支援 インリーダー <sup>1</sup> ・ジュニアリーダー <sup>2</sup> とボランティアリ ーダー <sup>3</sup> の養成 青年リーダーの育成と地域青年活動への支援

<sup>1</sup> インリーダー：子ども会や学校で良きリーダーとして、仲間をまとめることができるような研修を受けた小学生

<sup>2</sup> ジュニアリーダー：大人と子どものパイプ役として、年少の子どもを指導する少年指導者

<sup>3</sup> ボランティアリーダー：ボランティア活動全般に関する指導者

## 1 - 3 芸術・歴史文化

### 現況と課題

- 本町では、芸術文化の鑑賞や発表の場として、涌谷公民館、籠岳公民館や涌谷町勤労福祉センター、「わくや天平の湯」の小劇場、「くがね創庫」があります。芸術文化協会（平成21年度末現在、36団体、会員645名）は、公民館利用サークルなどへの加入も含めて多種多様な芸術文化活動を展開しています。このほか本町には、白山豊年踊り保存会、古式獅子舞保存会、涌谷お茶屋節踊り保存会などの文化団体が伝統や文化の保存に努めており、「秋の山唄」の全国大会は平成22年で26回を数え、毎年全国から多数の出場者が集まります。
- 平成22年4月現在、国指定史跡として「黄金山産金遺跡」と「長根貝塚」、県指定無形文化財として「籠峯寺正月行事」、県指定建造物として「見龍院霊屋」、「妙見宮拝殿」、そのほか県指定考古資料が1、町指定の建造物が8、民俗文化財が2、記念物が20あります。城山公園内の「史料館」は、涌谷伊達家に係わる資料を中心に町の歴史文化にかかわる資料を総合展示し、「天平ろまん館」は産金の歴史をテーマ展示し地域資料の公開と活用を図っています。
- また、「追戸横穴歴史公園」は横穴墓群を身近に学び触れ親しむ史跡公園として活用されており、「くがね創庫」では染色画家の山岸登美さんの作品展示や各種サークル団体への活動・発表の場として利用されています。
- 今後は各種サークルや団体の自主的活動の推進に対して支援、活動の場の提供を行うとともに、歴史・文化遺産の適切な保全を図ります。地域共有の資産として有効な活用がなされるよう努めていく必要があります。

町民に事業内容を周知及び理解頂きながら、今後も維持していくべき施策です。

### 計画の内容

- 1 多種多様な芸術文化活動の推進のために、活動の場を提供する等の支援を行います。又、多くの町民が気軽に参加できる、鑑賞できるイベントなどの開催に努めます。
- 2 地域の歴史・文化遺産の保存と継承を図るため、計画的な調査を進めるとともに、住民と連携して適切な保存や後継者育成のための支援をします。また、歴史文化を生かす事業や伝承行事などのPRの推進により、地域イメージの確立に努めます。

施策名	主な施策	主な事業
1 . 芸術文化	(1) 芸術文化活動の推進	住民の主体的な創作活動の促進と交流や情報交換や機会づくりの促進 自主活動の支援と地域ぐるみの文化活動の奨励 芸術文化協会など関係団体の育成 サークルの育成と加入促進
	(2) 鑑賞機会の充実	史料館・天平ろまん館・くがね創庫・追戸横穴歴史公園の有効活用 芸術鑑賞や発表機会の充実 「生涯学習センター（仮称）」の整備検討 各種企画展等に伴う講座、講演会の開催
2 . 歴史文化	(1) 歴史文化の調査・研究と保存	町の歴史や文化の継続的調査計画の作成と研究体制の確立 食の文化や伝統技術など生活や産業文化の調査 郷土芸能後継者育成のための支援策の拡充や学校での体験学習との連携強化 文化財愛護団体や伝統芸能継承団体への支援 文化財の収集、調査と保存、収蔵と展示施設の確保 国指定史跡などの保存と整備活用 町内に伝わる文化的遺産のデータベースの作成
	(2) 歴史文化を活かした地域イメージの確立	史料館や天平ろまん館などでの展示の充実など文化財に親しむ機会の拡充 伝統芸能、伝統技術のPRと発表機会の確保 郷土史のボランティアガイド養成と観光ガイド育成 統一したデザインによる案内板や誘導標識等の整備

## 1 - 4 スポーツ・レクリエーション

### 現況と課題

- 本町は、涌谷スタジアムや涌谷町勤労福祉センター（体育館・テニスコート）、B & G海洋センター（体育館・プール・武道館・艇庫）を設置し、スポーツの振興を図っています。また、町民が日常的にスポーツを楽しみ、健康維持・増進や体力向上を図るため、体育指導委員の研修を強化するとともに、社会体育推進員を各地区に配置し、ニュースポーツの普及などに努めています。スポーツ関係団体では、体育協会やスポーツ少年団本部が結成され、町内各地域で活動しています。
- 今後は、「涌谷町スポーツ振興計画」をもとに、指導者育成に向けた研修会や講習会などを積極的に進め、競技スポーツの振興を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの育成などコミュニティスポーツの振興や、保健・医療・福祉・教育との連携による生活習慣病予防や介護予防のための健康スポーツの普及が課題です。

### 計画の内容

- 1 日常的な健康増進や体力づくりを促す機会の拡充を目指し、スポーツ施設の整備充実を図るとともに、地域資源を活用したレクリエーション機能の導入を検討します。
- 2 スポーツやレクリエーション活動の振興を目指し、時代のニーズに合った各種機会を拡充するとともに、指導体制の強化やグループ育成に取り組みます。

施策名	主な施策	主な事業
1 . スポーツ施設 等の整備	(1) スポーツ施設 の整備充実	「涌谷町スポーツ振興計画」に基づくスポーツ施設の計画的な維持更新と整備 既存体育施設の設備や備品の充実 スポーツ施設と公園の一体整備による総合スポーツ公園の整備検討
	(2) レクリエーション施設 の充実	江合川右岸河川公園「水辺の楽校」でのカー・ポート利用環境の整備検討 籠岳山での森林浴ウォーキング環境整備の検討

1 ニュースポーツ：日本において新しく考案・紹介されてスポーツ群で、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称をいう。

施策名	主な施策	主な事業
2 . スポーツ活動 等の推進	(1) 競技スポーツ の支援	<p>「涌谷町スポーツ振興計画」に基づくスポーツの計画的な振興</p> <p>スポーツ団体の自主的な組織運営に向けた各種相談やアドバイスなどの支援体制の整備</p> <p>体育協会など関係団体や競技団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「総合型地域スポーツクラブ」設立推進</li> </ul> <p>スポーツ少年団活動の促進</p> <p>スポーツ指導者の養成</p>
	(2) コミュニティス ポーツの振興	<p>地区単位での「総合型地域スポーツクラブ」の設立推進とクラブマネジャーの養成 上記 との文言の整合確認</p> <p>各種スポーツ教室、講習会などでニュースポーツの普及推進</p> <p>町民運動会、体育の日事業、地域ふれあい事業、高齢者スポーツ大会など各種スポーツ大会の充実</p> <p>カヌーなど海洋性スポーツの振興</p>
	(3) 健康スポーツ の普及	<p>保健・医療・福祉・教育との連携による健康スポーツ推進体制の整備</p> <p>体を動かす遊びの楽しさを普及し、子どもの基礎運動能力の向上</p> <p>健康増進スポーツプログラムの開発と一人ひとりにあわせた健康運動指導の推進</p> <p>健康ウォーキングのまちづくりの推進</p> <p>高齢者の介護予防に向けたウォーキング、筋力トレーニングなどの普及</p>

## 第2章 健康と福祉のまちづくり

### 【計画推進の基本方針】

1. 「健康が一番」のまちづくり
2. 福祉コミュニティとボランティアのまちづくり
3. 若者の就業、定住、結婚、子育てをみんなで応援
4. ひとり親家庭などの安心と自立を支援
5. 「げんき 安心」の高齢者のまちづくり
6. 障害者の社会参加と自立、介護の支援
7. とともに支えあう国民健康保険、介護保険、年金制度の安定化

### 【施策の体系】



## 2 - 1 健康・地域医療

### 現況と課題

#### 健康づくり

- 昭和63年に医療福祉センターが開設し、保健・医療・福祉・介護・生涯学習との連携を図りながら健康づくり事業を推進してきましたが、平成20年度からは特定健診・特定保健指導が制度化され、各保険者に実施の義務が課せられるなど、40歳以上の健康増進事業を進めるにあたっては大きな転換期を迎えることとなりました。メタボリックシンドロームという概念をもとに、生活習慣から引きおこされる疾病の予防を、町民の健康意識の醸成につながる啓発事業として行うことが急務となっています。特定健診では、その結果を活用しながら介護予防の必要な対象者の掘り起こしも行い、できるだけ早期に介護予防事業につなげることが、介護認定者数の減少に有効であると思われませんが、参加率が悪いという課題もみられます。
- また、近年母子保健に関しては、出産後に精神的・家庭的に問題を抱える母親、発達障害が疑われる子ども、虐待と思われる事例の増加傾向も見られるなど、母子保健分野だけでなく、福祉や医療・教育分野の関係機関と連携を強化しての対応が求められています。このようなことから、生涯をとおして健康な生活を送るために、ライフステージ毎の健康課題を解決していけるような住民が主体的に参加できる健康づくり活動が望まれます。

#### 医療

- 本町の医療機関は、国民健康保険病院のほかに病院が2か所、一般診療所が6か所、歯科診療所が6か所あります。国民健康保険病院は、地域医療の中核的施設として、町内の病院や診療所との役割分担と有機的な連携を果たしており、救急医療の対応として24時間の受け入れ体制をとっています。また最新の医療をめざし、医療技術の向上、医療器機の整備、予防医学の充実も図っています。
- 平成22年4月には、国民健康保険病院が公営企業法の全部適用を行い、公営企業管理者を選任しております。今後は、国民健康保険病院の健全経営に向けた体制を構築するとともに、さらに進む高齢社会の中で、町民が安心して暮らせる医療環境を提供していくために、生活習慣病予防や介護予防に重点的に取り組むとともに、在宅医療の整備と患者サービスの充実を図りながら、かかりつけ医や広域医療圏の医療機関との連携、救急体制の維持拡充が課題となっています。

### 計画の内容

- 1 「わくや健康ステップ21」計画の実現に向け、ライフステージ（乳幼児・学童・思春期、青壮年期、老年期）に添った健康づくり事業の提供を行い、ヘルスプロモーションを進めていくため、住民の主体性を育て、「指導する健康づくり」から「支援する健康づくり」へと方向転換を図りながら、国民健康保険制度や介護保険制度の安定化を図ります。
- 2 病気になったら身近なところで適切な治療や指導を住民が受けられるよう、国民健

康保険病院の運営体制の充実や周辺医療機関との連携強化を図るとともに、救急医療の充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 健康づくりの推進	(1) 保健事業の充実	<p>「わくや健康ステップ 21」計画、「涌谷町食育推進計画」の実現に向け、さまざまな関係機関と連携する推進体制の整備と強化</p> <p>「わくや健康ステップ 21」計画の実現に向け、ライフステージに応じた生活習慣病予防の啓発と推進</p> <p>健康づくり推進体制の強化に向けて、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、ヘルストレーナーなどの適正配置と研修の充実</p> <p>40歳以上対象の特定健診、健康診査、人間ドック、各種がん検診の受けやすい検診（健診）体制の整備と受診率の向上</p> <p>20代・30代健診の実施により、青年期からの生活習慣病予防を行っていく。</p> <p>40歳～64歳までの住民には生活習慣病予防の観点で、65歳以上の住民には介護予防の観点での事業の提供</p> <p>メタボリックシンドローム<sup>1</sup>対策のために生活習慣、食生活習慣、運動習慣の改善につながる特定保健指導の実施</p> <p>歯科保健センターを中心とした歯科保健指導の充実</p> <p>虐待予防や発達上の問題に適切に対応することを意識した母子保健事業の充実</p> <p>保育所・幼稚園・学校などとの連携による、小児期からの生活習慣病予防をめざした健康教育や健診などの充実</p> <p>乳幼児期にり患しやすい病気を未然に防ぐため、予防接種の接種率の向上を図る(健康教育・広報活動・未接種者への個別通知や指導)</p> <p>肝炎ウイルスやエイズ、新型インフルエンザなど新興感染症に関する啓発活動や相談指導による予防対策の推進</p> <p>「心の健康」に関する啓発活動や相談体制の強化充実</p> <p>災害時の健康・安全対策マニュアルの整備と周知</p>

<sup>1</sup> メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満を共通の要因とした高血糖、脂質異常、高血圧を呈する病態

施策名	主な施策	主な事業
	(2) 町民による健康づくりの促進	<p>地域における健康づくりリーダーである健康推進員の育成強化と地域活動への支援</p> <p>健康づくりを通して地域づくり、生きがいづくりへの支援</p> <p>住民の健康づくり活動グループ活動への支援</p> <p>生涯学習の一環としての健康教育の推進</p> <p>健康づくり意識の高揚を図るための健康づくり事業や各種講演会の開催</p> <p>ウォーキング、ニュースポーツ、リフレッシュスポーツなど運動を取り入れた健康づくりの推進</p> <p>食育推進計画の推進と充実のため、保健・教育・農業分野をはじめとした関係機関との連携強化</p> <p>地産地消、食文化の継承を合わせた健康づくりの推進</p>
2 . 地域医療の充実	(1) 国民健康保険病院運営体制の充実	<p>地方公営企業法の全部適用<sup>1</sup>により、病院事業運営の権限と責任の明確化を図り、法定外の一般会計繰入金に頼らない安定した経営基盤体制の確立</p> <p>法定数を満たす医療スタッフの充足と医療機器や療養環境の計画的な整備及び診療科目増設の検討</p> <p>病院機能評価の受審などによる患者サービスを主眼においた経営の改善</p> <p>予約診療制を含めたオーダーリングシステム<sup>2</sup>の導入など、ITを活用した待ち時間の短縮化推進及び診療情報の整理検討</p> <p>医療安全管理委員会を中心とした「医療事故」の防止対策の強化</p>

<sup>1</sup> 地方公営企業法の全部適用：病院事業の経営責任者として病院事業管理者を設置し、組織、職員の任命、勤務時間その他の勤務条件に関する権限など、地方公営企業法を全部適用することにより、病院事業運営の権限と責任の明確化を図る。

<sup>2</sup> オーダリングシステム：医療情報を入力し、正確で効率の良い情報処理を実現する。

施策名	主な施策	主な事業
	(2) 地域医療体制の整備・充実	<p>予防から緩和ケアまでを包括する医療体制の確立</p> <p>健康診断や疾病の相談、在宅医療、在宅看護などを受けられるかかりつけ医の体制づくり</p> <p>訪問看護や訪問診療による在宅医療の充実</p> <p>大崎市民病院を中心とした二次医療圏、東北大学病院・仙台医療センターを中心とした三次医療圏内の医療機関相互の機能分担と連携システムの継続充実</p>
	(3) 救急医療体制の充実	<p>365日24時間救急医療体制の充実と医療情報システムの導入などによる周辺診療所、病院との連携システムの充実</p> <p>迅速な救急搬送体制の強化</p> <p>応急手当についての知識や技術の普及啓発活動の推進、自動体外式除細動器（AED）の公共、公益施設への配置促進</p>

## 2 - 2 地域福祉

### 現況と課題

- 国の施策により、児童育成や介護保険制度など、社会的なサービスの充実が図られてきましたが、少子高齢化の進展や若者の地域離れは、地域での相互扶助や学習活動を弱体化させる要因となることから、地域コミュニティの中で住民同士がお互いに支え合う取り組みが求められます。
- 成熟社会への移行に伴い、コミュニティの中でお互いが責任をもって自分の役割を果たし、尊敬されるという生きがい求められるようになってきています。本町では、保健福祉地域活動事業や地区の社会福祉関係リーダー研修、町内のボランティア団体への支援など、地域福祉のネットワークづくりを進めました。
- 今後は、「地域福祉計画」を基に保健・医療・福祉・コミュニティ・教育などの関係機関の連携による支援体制を一層強化するとともに、社会福祉協議会を中心に行政区あるいは自治会を単位とした小地域福祉活動と、テーマごとのボランティア活動の強化と連携を促進する必要があります。

### 計画の内容

- 1 福祉教育の学習や情報提供を通じて、福祉に関する知識や理解を深めるとともに、地域福祉の推進役である社会福祉協議会の機能強化を図りながら、地域で困った時にお互いが支え合う地域福祉活動の推進と、ユニバーサルデザイン<sup>1</sup>の暮らしやすい地域環境の整備を目指します。
- 2 地域福祉活動の支援に向けて、社会福祉協議会のボランティアセンター機能の強化を図りながら、福祉ボランティア活動の促進を図ります。

<sup>1</sup> ユニバーサルデザイン：言語の違い、障害の有無、老若男女を問わず誰もがわかりやすいデザイン

施策名	主な施策	主な事業
1. 福祉コミュニティづくり	(1) 福祉教育や福祉広報・啓発の充実	<p>児童・生徒などを対象とした出前福祉講座や体験学習など福祉教育の継続</p> <p>ボランティア体験やボランティアリーダー研修会を通じた福祉教育、学習の継続</p> <p>子どもを中心とした地域福祉活動の充実を図り、「福祉＝高齢者」というイメージを変え、若い世代の参加を促進</p> <p>「広報わくや」、「福祉わくや」、インターネットなどを利用した福祉関連情報の提供の充実</p>
	(2) 地域福祉活動の促進	<p>社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携</p> <p>●町地域福祉計画と社協地域活動計画の調整・連携を図る</p> <p>地域の行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会長(評議員)、健康推進員、福祉推進員などの連携による小地域福祉活動の推進</p> <p>地域包括支援センターを含めたネットワークの形成と総合的な相談や支援の充実</p> <p>災害や急病など緊急時に対応できるよう、一人暮らし高齢者や障害者など要援護者の安否確認体制の充実</p>
	(3) ユニバーサルデザインのまちづくり	<p>体験学習などを通じたバリアフリーについての啓発活動</p> <p>点訳サービスや朗読サービスの充実</p>
2. 福祉ボランティア活動	(1) ボランティア活動の支援	<p>健康推進員と福祉推進員の連携による地域保健福祉活動の支援強化</p> <p>NPOやボランティア団体への支援とボランティアリーダーの養成</p>
	(2) ボランティア活動の促進	<p>社会福祉協議会のボランティアセンター機能の強化</p> <p>ボランティア講座・研修会・体験学習の充実</p> <p>災害救援ボランティアリーダー研修会を通じた地域自主防災組織づくりの推進</p>

## 2 - 3 次世代の育成

### 現況と課題

- 急激な少子化の進行を受け、『子どもを産み育てる喜びを実感できる社会の実現が重要であり、家庭だけでなく地域、職場、学校をはじめとする社会全体で、子育て支援に取り組んでいくことが不可欠である』という理念に基づき、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。
- 涌谷町では、エンゼルプランの策定からはじまり、平成16年3月には「涌谷町・安心子育て支援プラン」の策定を行い、さらに平成17年3月には「涌谷町次世代育成支援（前期）行動計画」を策定し、平成22年3月には「涌谷町・安心子育て支援プラン（涌谷町後期行動計画）」を策定いたしました。
- 「子どもを安心して産み、豊かにたくましく、やさしく育てほしい」との思いは親の願いであり、地域の願いでもあります。就学前のお子さんを対象とした施策として、延長保育事業や障害児保育事業をはじめ保育料の保護者負担金の軽減を行い、平成18年度には町内保育所の定数増や幼稚園での預かり保育の充実により全町的には待機児童の解消が図られております。しかし、従来多世代家庭が多いとされてきた籠岳地区でも、幼稚園の預かり保育B（7時から18時）や放課後学童クラブを希望する児童の増加がみられるようになりました。また、中学校就学前のお子さんの医療費を助成し、子育て中の保護者の経済的負担軽減を図る子ども医療費助成事業を行っています。
- 涌谷町の出生数（1年間に生まれる子どもの数）は、平成4年からほぼ10年間は、150人前後で推移し微減状態が続いていました。その後、平成20年は102人、平成21年97人と20年前の半数にまで減少しています。
- 出生数の減少は子ども同士の触れ合いの機会を少なくし、子ども達の自主性や社会性の育成にも影響を及ぼすと考えられ、憂慮すべきことです。出生数減少の背景には、若者の価値観の多様化に加えて、子育て世代の就労環境悪化や仕事と子育ての両立の難しさ、子育て世帯の経済的・精神的負担の増大が考えられ、社会全体で子育てを支援するしくみづくりが必要になってきています。

#### 主な子育て支援事業（乳幼児対象分）

施設名	名称	対象
城山保育所	保育事業	生後10ヶ月からの未就学児
涌谷保育園	保育事業	生後6ヶ月からの未就学児
涌谷・ひなた幼稚園	預かり保育事業	3才以上の幼稚園在園児
修紅幼稚舎	保育事業	1才以上の未就学児
八雲児童館	幼児クラブ	0～3才児と保護者

## 計画の内容

- 多様な保育ニーズに対応するため、保育所施設や保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童対策の強化や地域での子育て支援、子ども同士が安全に遊べる環境の充実を図ります。
- 次世代の親の育成に向けて、若者の町内への定住と就業の安定化を支援するとともに、若者自身による多様な交流機会づくりを支援します。

施策名	主な施策	主な事業計画
1. 子育て支援の充実	(1) 保育事業の充実	<p>多様な保育ニーズの把握</p> <p>既存の保育施設の整備運営の充実による保育サービスの提供</p> <p>幼保一元化施設の整備</p> <p>保育所、幼稚園、小学校の連携強化</p> <p>民間保育サービス提供者への支援</p>
	(2) 放課後児童対策の充実	<p>学童保育ニーズの把握</p> <p>児童館などでの学童保育事業の充実</p> <p>児童館など児童福祉施設の整備充実</p> <p>地域での安全な遊びの場の確保と遊びの継承</p>
	(3) 子育て支援の充実	<p>子育て支援体制の充実と相談窓口の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援関連機関による支援事業</li> <li>「進行管理検討委員会」を核とした連携体制充実</li> </ul> <p>子育て支援センター事業の充実と子育て支援総合センターの設置検討</p> <p>親同士の交流と学習の場づくりや育児サークル等の結成支援</p> <p>子ども手当・乳幼児医療費助成など子育ての経済的負担の軽減</p>
	(4) 子育てを応援する社会づくり	<p>地域での子育て支援「つどいの広場」事業の展開</p> <p>児童虐待防止ネットワークの充実</p> <p>子どもに関わる地域の人材発掘とサークルの支援</p> <p>子育てと仕事の両立支援</p> <p>子どもを交通事故や犯罪被害から守る保護者と地域住民、関係機関の連携による安全なまちづくり</p>

施策名	主な施策	主な事業
2 . 若者の自立と 定住の支援	(1) 若者の自立支 援	若者のキャリア教育や就職支援・起業の支援
	(2) 若者の定住支 援	イベントやスポーツ、祭りや地域行事、パーティなど まちづくりへの参画機会の充実 若者専用公営住宅の整備・促進

## 2 - 4 母子・父子福祉等

### 現況と課題

#### 母子・父子福祉

- ひとり親の家庭は増加傾向にありますが、児童の養育や生計維持のための負担が大きく、何らかの支援が必要といえます。本町では、平成22年4月現在、母子世帯が167世帯、父子世帯が19世帯、父母のいない家庭が3世帯となっています。母子福祉協力員や民生委員などと協力して母親の就業対策を進めるとともに、各種支援資金制度の活用に対する相談などを実施しています。また、「母子福祉会」が組織され、情報の交換やそれぞれが持つ悩みの解消などに向けた努力も図られていますが、父子家庭は組織化もされておらず、子育てなどの相談相手や相談機会が少ないのが現状です。
- 今後は、留守家庭における子どもの健全育成とあわせて、ひとり親家庭に対する相談窓口の充実や父子家庭の組織化、安心して働ける条件整備が求められます。

#### 低所得者福祉

- 全国的生活保護世帯は平成17年度に100万世帯を超過してから毎年3～4万世帯ずつ増加しています。また、近年の世界的な金融不安の中で大きく景気が後退し、生活保護世帯がこれまでの傾向以上に増加した背景には失業者の受給増が大きく影響しており、平成21年度には保護世帯数がはじめて130万を越えました。
- 当町においても高齢化や疾病、障害などのために経済的な援護を必要とする低所得者だけでなく、リストラや企業の倒産などによる失業者が増加傾向にあり、生活保護の申請者数も増加しています。
- 生活保護率は、平成19年度以降1.4%程度で推移していましたが、平成22年度に92世帯(1.6%)に急増しました。今後、経済不況の長期化により生活保護対象世帯がますます増加することが懸念されます。

#### 勤労者福祉

- 地域産業の不振や平成7(1995)年頃からの企業の新規雇用の抑制やリストラなどにより、若者が安定的な職につきにくくなり、若者のパート・アルバイトやフリーターやニートは300万人(働く意志のある15～35歳の20%)にもものぼるとともに、中高年齢層の再就職が困難な状況にあります。このままでは、少子化が加速化するなど、社会保険制度などにも重大な影響を与えることが予想されます。本町においては、これまで、雇用の創出に無料職業相談所やシルバー人材センターの開設など、積極的な取組を進めてきました。
- 今後は、若者や女性、退職者や高齢者の職業能力の開発や就労への支援とともに、勤労者福祉の充実促進が求められます。

## 計画の内容

- 1 ひとり親家庭については、児童相談所や民生・児童委員、各関係機関と連携し、相談と支援の充実により、不安の解消に努めるとともに、生活の自立を支援します。
- 2 民生委員や社会福祉協議会等との連携のもと、低所得者の実態を把握し、各種資金貸付制度の活用やハローワークとの連携により、適切な援護と自立生活指導を推進します。
- 3 若者や女性、退職者や高齢者など勤労者の職業能力の開発への支援と雇用の促進を図るとともに、勤労者福祉の充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1 . 母子・父子福祉	(1) 相談体制の充実	母子父子家庭の子育てを支援する相談体制の充実 母子父子家庭の自立を促進するための相談体制の充実
	(2) 支援対策の充実	児童扶養手当や母子父子家庭医療費の助成、生活資金の貸付事業など公的扶助制度の周知による経済的な自立を支援 親同士の交流や助け合いのための母子福祉会などの自主的な組織活動の支援 親が安心して働けるよう、保育サービスと児童クラブの充実
2 . 低所得者福祉	(1) 低所得者世帯への支援	関係機関との連携による生活相談の充実と生活困窮者の実態の的確な把握 的確な実態把握に基づく、生活保護制度の適正な運用 社会福祉協議会等の各種資金貸付制度の周知と活用促進 ハローワークとの連携による民間企業などへの雇用の促進
3 . 勤労者福祉	(1) 雇用の促進	ハローワークとの連携や無料職業紹介所による労働相談や雇用相談の充実 高齢者や障害者、女性などの雇用について、企業への情報提供、啓発による雇用機会の拡大 職業訓練施設などを活用した職業能力の向上の促進
	(2) 福利厚生対策の充実	勤労者福祉に関する各種制度や就労対策などの周知啓発 勤労青少年ホームの有効利用の検討

## 2 - 5 高齢者福祉

### 現況と課題

- 本町の平成22年（4月1日現在：住民基本台帳）の65歳以上の高齢者人口は4,860人、総人口に占める割合（高齢化率）は27.2%です。そのうち、要介護（要支援）高齢者は763人で比率は15.7%です。また、高齢者のみの世帯は1,085世帯で、うちひとりぐらしの世帯は595世帯となっています。このような高齢化の傾向は今後さらに拡大し、介護ニーズの増加が見込まれますが、高齢者は、いつまでも健康で活躍できる長寿社会を望んでいます。
- 本町では、昭和59年以来「健康と福祉の丘のある町づくり」に取り組むとともに、平成12年には介護保険の開始、平成15年には高齢者福祉複合施設「ゆうらいふ」の整備を進めてきました。一方、国では増大する介護費用に対し、「自立支援」をより徹底するために、平成17年に介護保険法の抜本的な見直しを行い、これまで保健・福祉事業として行われていた多くのサービスが介護保険事業に組み込まれることになり、本町においても「涌谷町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の見直しを行いました。
- 今後は、この新たな計画に基づき、介護サービスの充実と、地域支援事業（従来の老人保健事業、在宅福祉事業など）や新予防給付、地域包括支援センター事業の推進などを図るとともに、元気な高齢者のスポーツや学習・文化・交流活動への参加や、シルバー人材センターを通して就業できるようにすることなどが求められます。

### 計画の内容

- 1 寝たきりや認知症予防により活動的な 85 歳を目指し、“健康寿命の延伸”を図るため、生活習慣病予防や介護予防への重点的・戦略的な取組を進め、さらに疾病や介護度の重度化防止による健康保険制度や介護保険制度の安定的運営を目指します。
- 2 体が不自由になっても、高齢者が住みなれた自宅で暮らし続けられるよう、各種生活支援サービスを提供するとともに、介護家族に対する支援を行います。 文言の差し替え扱いとなっています。確認をお願いします。
- 4 高齢者が生きがいと充実感をもって地域生活を送ることができるよう、高齢者の学習や文化、スポーツ、レクリエーション、コミュニティ活動やボランティア活動の場の提供を図り、また、経験や知識や技術を生かした就労の支援などの充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 介護予防の推進	(1) 生活習慣病予防など健康づくりの推進	<p>食生活の改善と運動習慣の徹底による内臓脂肪型肥満の予防による高血糖、脂質異常、高血圧、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病予防（メタボリックシンドロームの視点）の広報啓発</p> <p>食の自立支援や食生活改善事業の実施</p> <p>禁煙、野菜など食物繊維の摂取、ストレス解消などによるがんリスクの軽減</p> <p>健診後の個別指導や病態別の健康教育、健康相談などによる生活習慣の改善促進</p> <p>保健とスポーツの連携による一人ひとりにあったスポーツプログラムづくりなどの指導と活動の継続支援</p> <p>ウォーキングやサイクリング、スイミングなど有酸素運動による肥満の防止</p> <p>健診による病気の早期発見と早期治療の推進</p> <p>「心の健康」に関する相談体制などの充実と老年期の精神活動を高める啓発活動</p>

施策名	主な施策	主な事業
	(2) 寝たきりや認知症の予防	<p>健康項目へ生活機能評価項目を追加することによる危険因子の早期発見と早期対処</p> <p>要支援や要介護になるおそれのある高齢者に対する地域支援事業の推進</p> <p>脳血管疾患予防の推進</p> <p>ウォーキングや筋力向上トレーニング、骨粗鬆症予防、転倒予防教室などによる転倒や骨折予防</p> <p>高齢者の健康確保のための栄養改善事業の充実</p> <p>口腔ケアや咀嚼、嚥下機能などの向上指導の充実</p> <p>認知症介護教室や保健・医療・福祉・介護などの連携による相談体制、音楽活動や絵画などの生きがい活動などによる、軽度認知症やうつ、閉じこもりなどの予防対策</p> <p>地域包括支援センターによる地域支援事業の介護予防効果の評価</p> <p>介護予防サポーターの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の介護予防の担い手になる人材を養成する。</li> </ul> <p>認知症やうつ、閉じこもりなどの予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 認知症サポーター養成講座や「脳力アップ倶楽部」の開催</li> </ul>
	(3) 包括的支援体制づくり	<p>地域包括支援センターの機能強化</p> <p>健康づくり、介護予防から介護サービスまでの総合的・継続的ケア・マネジメントによる包括的な支援体制の構築</p> <p>権利擁護事業の推進</p>
2 . 介護サービスの充実	(1) 新予防給付の実施	<p>要支援 1・2 の軽度者に対する新予防給付の提供体制の整備</p> <p>地域包括支援センターによるマネジメントと重度化予防効果の検証</p>
	(2) 地域密着型サービスの実施	<p>日常生活圏域の設定とサービス提供体制の整備</p> <p>認知症高齢者グループホームの整備</p>
	(3) 介護サービスの充実	<p>訪問リハビリテーションや居宅管理指導、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護などの訪問サービスの充実</p> <p>必要時の個別対応によるホームヘルプサービスの充実</p> <p>短期入所サービスの充実</p> <p>特別養護老人ホームの整備と民間活用</p> <p>介護老人保健施設の運営体制の充実</p> <p>介護老人保健施設の増床の検討と施設サービスの充実</p>

施策名	主な施策	主な事業
	(4) 利用者本位のサービス提供	認知症ケアの充実 権利擁護事業の推進 介護サービス情報の公表 介護サービス事業者への指導や助言によるサービスの質の向上 処遇困難事例に対するケアマネジャーへの支援 適切な要介護認定 介護給付適正化の推進
3 . 自立生活や介護家族の支援	(1) 自立生活の支援	身体状況や生活状況に応じた緊急通報システムの設置と見守りや災害時の安否確認等のネットワーク体制の整備 高齢者や障害者が利用しやすい移動手段の確保の検討 ユニバーサルデザインのまちづくりの検討
	(2) 介護家族の支援	家族介護教室や家族介護者の交流推進
4 . 生きがい対策の推進	(1) 学習や文化・スポーツ活動の充実	各種軽スポーツの講座や大会の開催など生涯スポーツの普及推進 高齢者の趣味やスポーツなどの地域クラブ活動や総合型地域スポーツクラブの促進 交流活動や世代間交流の促進に向けた老人クラブの自主的活動の促進 保育所や幼稚園等への「高齢者とのふれあいの場」の拡充
	(2) コミュニティ活動や生きがい就労の支援	高齢者のボランティア活動や地域コミュニティで活躍できる場の充実 シルバー人材センターを活用した高齢者の就労支援の充実 特産物の生産や販売活動などによる高齢者の生きがいづくりの促進

## 2 - 6 障害者福祉

### 現況と課題

- 平成15年4月から「支援費制度」が開始され「措置制度」から「契約制度」へと移行されました。自立支援の観点からの福祉サービスや公費負担医療等の一元的な提供を目指す「障害者自立支援法」が平成18年4月から施行され、国の障害者対策は大きな動きをみせています。
- 本町では、平成22年3月末日現在の身体障害者(児)は712人、知的障害者(児)は157人、精神障害者は手帳所持者72人、通院医療費公費負担者177人で精神に障害を有する者が増加しています。
- 施設としては知的障害者通所授産施設、社会福祉法人共生の森「くがね作業所」があり、また精神障害者の「さつき会作業グループ」があります。平成10年6月に「障害者プラン - 障害者との共生の社会をめざして - 」を策定し、平成21年3月に障害者福祉計画の見直しを行い、総合的な取組を進めています。
- 今後は、障害の早期発見と早期治療、各種サービスの充実、公共的な施設のバリアフリー化や地域でのノーマライゼーション理念の啓発、交流機会の拡充などが課題です。
- 障害者の保護者と障害者本人の高齢化が進んでおり、障害者の自立生活と経済的安定のための基盤整備が必要となっています。

### 計画の内容

- 1 障害のある人が地域で自立して生活し、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、健康診査などの強化により、障害発生の早期発見、早期治療に努めるとともに、障害の軽減化や社会参加に向けての条件整備と生活支援サービスの充実を図ります。
- 2 障害者が自立して生活できる場の確保と経済的安定のための就労等の支援の充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 障害者(児)福祉の充実	(1) 障害の早期治療・相談体制の確立	妊婦、乳幼児健診の充実による早期発見、早期治療 療育相談の利用や家庭訪問などによる相談、支援 健康診査の受診促進と事後フォローによる障害発生の予防
	(2) 保健・福祉・生活支援サービスの充実	障害者福祉サービスの充実と広報などによる周知と利用の促進 緊急通報システムなど、災害時の情報提供や連絡体制の整備 訪問入浴サービス等地域生活支援事業の充実 心身障害者医療費の助成 地域福祉権利擁護事業の促進と成年後見制度の周知活用 グループホームやケアホーム等生活の場の整備
	(3) 自立と社会参加の促進	障害児の希望や障害の実態に応じた保育や教育に向けた進路相談体制の充実 学校施設のバリアフリー化、発達障害児の特別支援教育の充実 養護学校との情報交換、町内事業所等との意見交換や関係機関との連携による就労相談体制の整備など、就業機会の拡大 町内授産施設のジョブトレーナー <sup>1</sup> 配置等への支援 各地域やイベントなどへ出向いての移動販売の実施や町内空き店舗を利用した常設店舗設置と販路の拡大 障害者団体の自立支援 障害者も参加できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動、学習活動、ボランティア活動、世代間交流活動など社会参加機会の拡大 「ふれあいサロン」などの常設設置の検討

<sup>1</sup> ジョブトレーナー：仕事の訓練や手助け、精神的な相談相手となるなど職場での支援を担当する人。

## 2 - 7 社会保険

### 現況と課題

#### ○国民健康保険

- 国民健康保険は、相互扶助の精神に基づき、加入者の健康保持と社会保障の一端を担う重要な役割を果たしてきました。しかし高齢化の進展とともに医療の高度化・多様化が進み医療費は増加の一途をたどっています。また、長引く景気低迷のなか、失業者の加入、個人所得の減少などで財源の減少があり、年々事業の運営が厳しい状況になってきています。
- そこで、増大する医療費の適正化を図り、被保険者負担の公平性確保のため国民健康保険税の収納率の向上に努める必要があります。国民健康保険事業に対する理解と協力を得ながら住民の健康管理と事業の安定的かつ健全な運営に努めることが必要です。
- 医療保険制度全体の抜本的改革に向けた新たな施策が検討されていることなどから、国民健康保険事業は今後大きな転換期を迎えることとなります。このため、国等の動向を的確に把握し速やかに対応していくことが重要となります。

#### 介護保険

- 本町では、介護保険制度発足以前から同様のサービスに積極的に取り組んできたため、制度への対応も円滑に行われています。しかし、今後の高齢者の増加に伴い、より一層運営の安定化を図る必要があります。
- 住民が介護保険制度に関する理解を深め、対象となる人が適切なサービスを受けられるように、利用者の保護と適正な利用促進を図る必要があります。
- 今後元気高齢者が増加する一方、特定高齢者の増加も予測されます。要介護者等へより良いサービスが提供できる体制づくりと、将来、要支援・要介護状態になることを予防すること、また、その健康な状態を長く維持できるよう、介護予防推進のための体制づくりを検討する必要があります。

#### 国民年金

- 平成22年1月1日で社会保険庁が廃止となり、日本年金機構が設立され、年金の環境も大きく変わってきています。また、不景気により30歳以下の若年層未就職者が増加していることから、日本年金機構と連携をとりながら引き続き広報活動等により年金制度のPRや啓発に努める必要があります。

## 計画の内容

- 1 国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、特定健診・特定保健指導の受診率向上に努め、疾病の早期発見、予防を図り、医療費抑制につなげます。また、国民健康保険事業の健全経営を確保するため、納税の責任と公平性の観点から、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。
- 2 介護保険制度の安定化に向けて、介護予防の推進と介護費用の適正化に努めます。さらに、制度の周知徹底を図り利用者保護に努めます。
- 3 町民だれもが年金を適正に受給でき、安定した高齢期の生活を営むことができるよう、国民年金制度のPRと適正加入を促進します。

施策名	主な施策	主な事業
1 . 国民健康保険	(1) 国民健康保険制度の啓発・PRと収納確保	「広報わくや」などでの国民健康保険財政の周知と納税意識の高揚 手続き適正化の推進と国民健康保険税納税意識の高揚 窓口相談業務の充実などによる収納率向上対策の推進 退職被保険者の把握と退職者医療制度の適用の勧奨
	(2) 健康増進と国保財政の健全化	各種検診による病気の早期発見と早期治療の促進 健康づくりや軽スポーツ普及に対する支援の強化 国庫補助事業を積極的に導入した保健事業の推進 予防医療の充実促進 レセプト <sup>1</sup> 点検や保健師の訪問指導による重複・多複受診の防止など医療給付の適正化の推進 レセプト点検の強化と医療費通知の継続 医療費適正化対策 ジェネリック医薬品の利用促進
2 . 介護保険	(1) 介護予防の推進	「広報わくや」などによる介護保険財政や制度改正の情報提供 生活習慣病や閉じこもりの予防、寝たきり、認知症などの介護予防の取組や介護度維持と改善の取組などによる介護費用の適正化

<sup>1</sup> レセプト：診療報酬請求明細書の通称。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行。

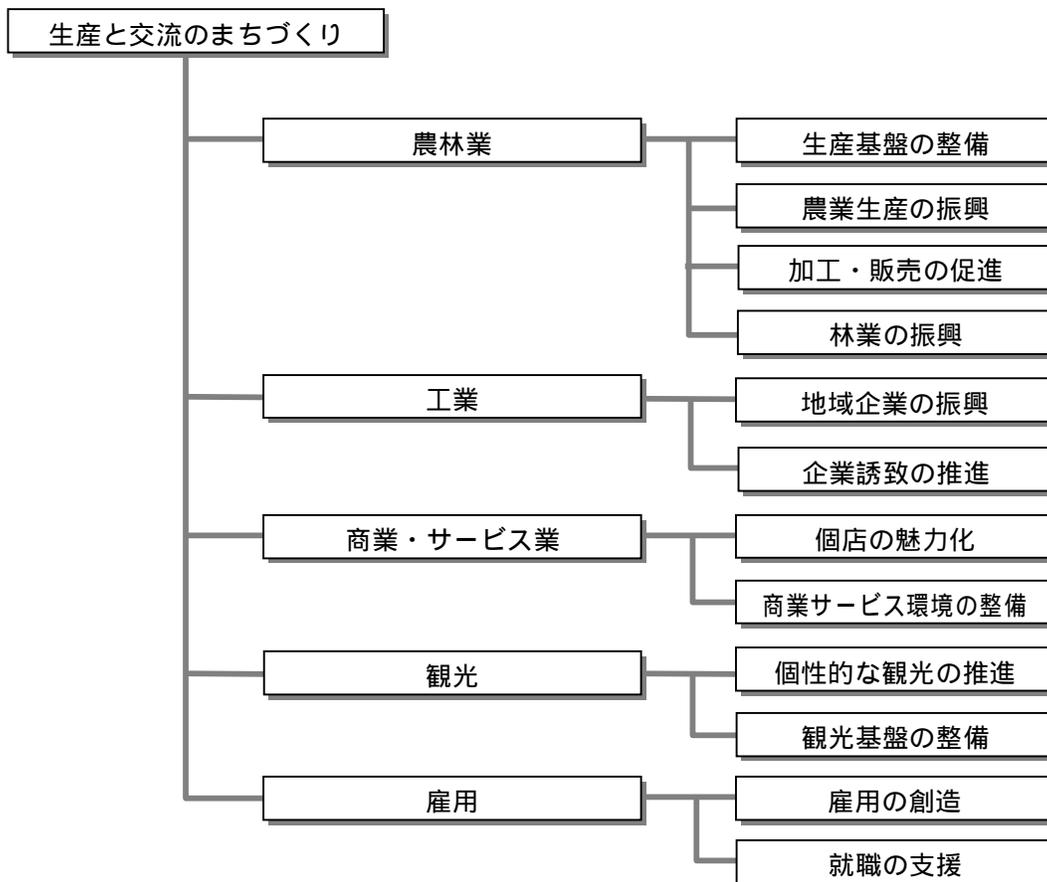
施策名	主な施策	主な事業
	(2) 介護費用の適正化と利用者の保護	<p>要介護認定における審査体制の強化充実 適正化システムの活用など介護給付の適正化対策への実施 各介護保険事業所への苦情の透明性確保と町・苦情処理委員会との連携強化による迅速な苦情処理体制の確立 地域包括支援センターの設置による介護保険サービスの利用者保護と介護保険サービスの適正な利用促進 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知・普及など利用者の保護 徴収体制の強化による徴収率の向上</p>
3 . 国民年金	(1) 国民年金制度のPRの強化	「広報わくや」、パンフレットなどによる年齢層に応じた年金制度のPRと加入促進対策の強化
	(2) 国民年金の適正加入の促進	国民年金未加入者の資格取得、保険料納付相談、口座振替の利用促進などによる無年金者の発生防止 国民年金保険料免除制度、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度の周知

### 第3章 生産と交流のまちづくり

#### 【計画推進の基本方針】

1. 「涌谷」ブランドの土地柄（地域）としてのブランド形成
2. 農林業・商工業・観光が連携した相乗効果の高い取組
3. 「黄金」や「おぼろ豆腐」など、情報発信力の高い取組
4. 若者や女性、離職者などの職業能力の向上と就職支援、起業の支援
5. 涌谷のイメージアップとインフラ整備による企業誘致の推進

#### 【施策の体系】



## 3 - 1 農林業

### 現況と課題

#### 農業

- 本町の農地面積は 3,565ha で、水田が 3,069ha、畑地が 496ha となっています。水田のほ場整備率は、県営及び団体営のほ場整備事業を導入し 70% に達しています。
- 水稻を基幹作物としながら、繁殖牛・小ねぎ・ほうれん草等の優良農畜産物を産する県内有数の町であり、国の食料供給地域として重要な役割を果たしています。現在低コスト農業を指向した大区画圃場整備事業の推進と畜産・園芸等の複合部門を積極的に導入し、より一層の生産拡大を目指しています。しかしながら、依然として本町の農業生産構造は水稻に特化している現状にあります。
- 平成 22 年度より、新たに意欲あるすべての農家を対象に農業と地域再生による食料自給率の向上を目的に「農業者戸別所得補償制度」が始まり、良質米を生産する本町としては、地域ごとの「米づくりの本来あるべき姿」の目標として、基幹作物である水稻を基本に、土地利用型作物としての麦・大豆・飼料作物の推進はもとより、その他の土地利用型作物や小ねぎ・ほうれん草といった今後益々期待される施設園芸作物の組み合わせによる経営体の育成を円滑に進める必要があります。このため町・農業団体・生産者の三位一体による連携を図りながら、地域にあった収益性の高い水田営農の拡大と定着化を重点に取り組み、特色ある産地形成に取り組んで参ります。
- 農業は健康につながる安全安心な食糧生産とともに、自然環境を保全し、緑の景観形成など公益的機能や地域経済を支える重要な役割を持っています。安価な農産物の輸入に対抗し、低コストで効率性の高い土地利用型農業の確立を図るとともに、小ねぎ、ほうれん草を始めとする高付加価値のある農産物の生産促進や、食品加工など 1.5 次産業への取組、農産物直売所の充実や消費者との提携などが課題です。

#### 林業

本町の森林面積は 2,181ha で、町総面積の 27% を占め、その内民有林が 95% を占めていますが、木材価格の低迷により経営管理されていない放置林が大部分となっています。

## 計画の内容

- 1 農地の利用集積や遊休農地の有効活用を促進するとともに、低コスト化・高付加価値化に向けて、基盤整備を推進します。
- 2 農家、JA、町を主体とした「園芸農業センター（仮称）」の設立を目指して参りましたが、平成19年度から導入された経営所得安定対策・環境保全対策等の農政改革や施設園芸に止まらず各種協議会機能を集約し、新たに農業振興全般を担う「担い手育成総合支援センター」を発展的設立と位置づけ、意欲的な後継者や新規就農者の育成、集団化や農業法人化、集落営農など生産体制の強化を促進するとともに、「涌谷」ブランドの農産物や加工品の開発、生産と販売、情報発信などを促進し、畜産振興と園芸農業の作付け拡大、品質向上を図り「担い手育成総合支援センター」の更なる発展を目指します。
- 3 「涌谷」ブランドの農産物や加工品の開発や生産と販売を目指し、商工業や観光との連携を促進するとともに、加工特産品の掘り起こしや生産、販売に対する支援の強化を図ります。
- 4 森林の水源かん養や災害の防止、地球温暖化防止などの多様な公益的機能や木材生産機能の維持確保に向けて、森林の適正な管理とともに、自然体験学習やレクリエーションの場として活用を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 生産基盤の整備	(1) 農地の集約化と有効活用	農業振興地域整備計画の見直し 農業経営改善計画による農用地の利用集積と農用地利用改善団体の推進 遊休農用地などの有効活用の推進 涌谷町土づくりセンター等の活用による有機農業推進のための土づくりの促進
	(2) ほ場整備と用排水施設の整備	ほ場整備の計画的推進と汎用農地 <sup>1</sup> の確保拡大 農業用排水事業の推進 農業用施設等の維持管理の推進
	(3) 定住環境の整備	美しい農村景観づくりの促進 生活道路や生活排水処理施設の整備

<sup>1</sup>汎用農地：通常の肥培管理で麦、大豆等の畑作物を栽培できるよう、水田排水路や暗渠を整備して水はけを良くした農地。

施策名	主な施策	主な事業
2 . 農業生産の振興	(1) 意欲的な担い手の確保・支援	<p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本計画の見直し 集落営農や法人化、規模拡大による意欲的な担い手の確保支援 研修機会の拡充による後継者と地域リーダーの育成 「担い手育成総合支援センター」の強化充実 農地確保、資金調達、技術習得等の一体的な支援による新規就農者の確保支援 農作業の省力化、受委託体制の整備 学校や地域で児童・生徒の農業体験機会の充実 経営研修、税相談、パソコン会計、集落営農経営などの研修の実施</p>
	(2) 「涌谷」ブランドの農畜産物の産地形成	<p>JAや商業、観光との連携による新たな「涌谷」ブランド農産物の開発や生産と販売の促進 優良な素畜の導入と生産 有機農業の推進</p>
	(3) 情報の高度活用	<p>市場情報の収集と活用の促進 消費者交流の促進と消費者ニーズの把握 市場の先進地視察等による生産や流通における意識の向上</p>
3 . 加工・販売の促進	(1) 「涌谷」ブランド加工食品の開発支援	<p>「涌谷」ブランドの料理や商品の開発に向けた研究会や開発グループ活動の支援 技術習得講習会等への積極的な参加奨励 料理コンクールや講習会の開催</p>
	(2) 「涌谷」ブランド加工食品の生産・販売の支援	<p>起業化支援など「涌谷」ブランド加工食品の生産の促進 イベントや観光施設などでの販売促進 マスコミ、インターネットを活用したPRと販売ルートの拡大 地域物産の流通、販売、PRを担う県などの広域連携網の活用 「涌谷」ブランド認定制度の確立とシール作成</p>
4 . 林業の振興	(1) 森林の保全・整備	<p>「涌谷町森林整備計画」の推進 「宮城北部流域森林整備計画」などを基にした作業林道の管理、間伐などの計画的な森林整備の推進 松くい虫の防除対策の推進</p>
	(2) 森林空間の活用	<p>自然体験学習、観光、レクリエーションの場としての森林の活用</p>

## 3 - 2 工業

### 現況と課題

- 本町の工業は、平成21年において従業者4人以上の事業所は36、従業者数は1,733人、製造品出荷額等は約321億円で、誘致企業である電気機械器具製造業が、出荷額等では8割近くを、従業員数では5割強を占めています。
- 製造品出荷額等については、国際化の大きな影響を受け、平成10年の443億円から平成15年の324億円まで年々減少してきましたが、平成16年は平成10年の水準まで回復しています。しかしながら、平成21年の出荷額は平成16年から約30%の減少しており、リーマンショック以降、世界的な金融・経済不安を受け経営環境は厳しい状況となっております。
- 今後も引き続き、既存企業の経営革新の支援、農業や商工業、観光の連携による起業化の支援、「黄金山工場適地」などへの企業誘致を進めるとともに、バイパス沿線などに新たに事業用地の確保を図ることが課題です。

### 計画の内容

- 1 町内の既存企業の経営安定と経営革新を目指し、県と連携を図りながら、金融制度の充実や経営革新を支援します。
- 2 若者の就業の安定化と定住の促進に向けて、企業誘致の取組の充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 地域企業の振興	(1) 企業経営の支援	経営基盤強化のための各種研修会、経営診断などの支援 金融制度の充実による既存企業の支援 県との連携による経営革新（新技術・商品開発等）の支援
	(2) 起業の支援	若年者、女性、離職者などのキャリア（資格）教育や起業の支援
2. 企業誘致の推進	(1) 企業誘致の推進	国土利用計画及び都市計画マスタープランの見直しによる新たな工場立地適地の検討 バイパス沿線への企業立地推進 企業誘致に向けた積極的な企業訪問とPRの展開 在京涌谷会などとの連携による情報の収集と情報発信 「こがね会」と連携した情報の収集と企業誘致活動の推進

## 3 - 3 商業・サービス業

### 現況と課題

- 本町の商業は、県が実施した商圈調査によると平成11年までは商圈を形成しており商業拠点としての役割を担っていました。しかし、近年モータリゼーションの進展、近郊都市への大型店の進出などの影響を受け、商店数、従業員数、年間販売額とも減少する厳しい状況にあり、商圈も形成できない状況となりました。
- このような状況のなかで平成11年7月に「涌谷町中心市街地活性化基本計画」を策定し、天平ろまん館や天平の湯などの来町者を既存商店街に回遊・誘導することを最優先課題とし、くがね創庫の整備や空き店舗対策、各種商店街の活性化事業に取り組んできました。また、平成17(2005)年11月には大型店が国道346号バイパス沿いに立地し、新たな商圈が形成されています。既存商店は、子どもや高齢者など住民の日常生活を支える住民密接型商業であるとともに、来町者が必ず立ち寄りたくなるような魅力のある店づくり、商店街づくりが課題となります。
- 本町は国道108号と346号が交わり、30km圏内人口は30万人であり、地方の都市化が進む中、新たなサービス産業の集積も可能と考えられるため、既存企業の業種転換や企業誘致のための条件整備などが課題となります。

### 計画の内容

- 1 本町の農産物や生活文化を活かした「涌谷」ブランド店づくりなどにより、町の顔となる魅力的な店づくりを促進し、町内外から集客を図るとともに、子どもや高齢者の生活に密着した商店の活性化を促進します。
- 2 中心市街地活性化基本計画の見直しを図り、歴史的な資源を活用した商店街の魅力を高める施策を行うとともに、イベントやPRなどの共同事業を充実します。

施策名	主な施策	主な事業
1. 個店の魅力化	(1) 魅力ある個店の創出	「涌谷」ブランド店の創出に向けたグループ活動の支援 「涌谷」ブランドとしての新サービスや商品の開発支援 観光客など広域から集客できる「涌谷」ブランド店づくりの支援 ホームページを活用した「涌谷」ブランド商品の全国販売の促進支援
	(2) 地域商業の活性化	消費者が利用しやすい店づくりやサービスの充実促進 融資制度の見直しと利用促進 各種研修会、経営診断などの支援
2. 商業サービス環境の整備	(1) 魅力ある商店街づくり	中心市街地活性化基本計画の見直しとTMO計画の策定 空き店舗のコミュニティ施設等としての活用支援 イベント会場を兼ねた駐車場の整備促進 城下町として形成された「奥州・涌谷宿」の歴史遺産を活用した中心市街地活性化の検討
	(2) 共同ソフト事業の促進	街づくりリーダーの養成 スタンプ一元化の推進 町内が一体となったイベントの実施
	(3) 新たな事業用地の提供	国道108号、346号バイパス沿いに商業やサービス業立地促進のための事業用地の確保支援

## 3 - 4 観光

### 現況と課題

- 本町は、天平時代に奈良大仏の造営に関わる歴史上初の産金の地であり、江戸時代には仙台伊達氏の一門、涌谷伊達氏の城下町として栄え、神社仏閣などの歴史・文化的遺産も豊富です。また、町の中央部に篁岳山が位置し、平安時代に建立された篁峯寺（篁岳観音）が今なおその宗教行事の歴史と風土を受け継ぎ霊峰の威厳を保っています。この歴史と風土こそ全国的に情報発信のできる「涌谷」ブランドの基盤をなすものです。
- 平成6年には、日本最初の産金をテーマとした「天平ろまん館」が建設され、遠くは香港、台湾など年間2.2万人の観光客（平成16年）が訪れています。平成10年には温泉施設「わくや天平の湯」が整備され、年間利用者数は20万人で、平成21年9月に利用者総数が200万人を達成しました。また、平成21年に第2源泉を掘削し、新たな温泉の効能を得ており、これを利用することや安全面の整備から、約7カ月間休業し、平成22年5月にリニューアルオープンをしております。
- 長引く景気の低迷、海外旅行との競争などにより、国内観光客は減少傾向にありますが、団塊世代のリタイア期を迎え、新たな需要が期待されます。本町においては、継続して仙台・宮城観光キャンペーン協議会事業に参加し、首都圏や東北からの観光客の受け入れを図るとともに、涌谷町のかくれた歴史資源の再発見や活用を検討した、人々の自然志向や健康志向に対応したイベントとのタイアップによる観光の推進が課題です。

### 計画の内容

- 1 本町の歴史・文化やこれまでのまちづくりを活かし、既存の観光資源の再発見と魅力化による「ブランド化」を図り、個性ある観光の推進を図ります。
- 2 広域的な連携のもと、地域の固有資源を十分に生かしながら、観光客の受入体制の整備を図るとともに、企画やPRの充実、観光サービスの向上を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 個性的な観光の推進	(1) 観光資源の再発見と魅力化	<p>「わくや天平の湯」を活用した温泉健康づくり観光の推進</p> <p>「健康と福祉」の取組を活かしたウォーキングなどをテーマとした観光・交流の促進</p> <p>産金の歴史を生かした観光イベントの推進や交流と国際観光の推進</p> <p>籠岳山（籠峯寺）を中心とした観光魅力づくりの検討</p> <p>桜の名所としてのPR促進</p> <p>古建築物等の現存保存と城下町「奥州・涌谷宿」のイメージを活かした観光開発の検討</p> <p>追戸横穴墓群公園の活用</p> <p>相野沼の活用検討</p>
	(2) 体験観光の推進	<p>釣り公園の効率的な維持管理と有効活用</p> <p>地域資源を活用した体験観光の推進</p>
	(3) 観光イベントの魅力化	<p>魅力あるイベントの継続と運営方法の検討</p> <p>イベント時期の固定化とマスコミなどへのPRの促進</p> <p>東大寺サミットなど地域間交流の有効活用</p>
2. 観光基盤の整備	(1) 観光基盤の整備・充実	<p>広域観光ルートの開発促進</p> <p>町内観光案内表示の整備</p>
	(2) 観光企画・PRの充実	<p>マスコミを活用したPRの促進</p> <p>観光ホームページの充実</p> <p>観光共通マークの検討と観光案内板の充実</p> <p>広域機関との情報交換、情報提供</p> <p>魅力のあるパンフレットなどの作成</p> <p>観光ガイドの研修と育成</p>
	(3) 観光サービスの向上	<p>観光案内窓口の充実</p> <p>自然観察・農業体験・食品加工体験・歴史案内などのインストラクターの育成</p>

## 3 - 5 雇用

### 現況と課題

- 工場の海外移転や公共投資の抑制、また、安価な輸入品の増加、大型店の進出、不況の長期化などによる消費の低迷などで、企業のリストラ等による失業者や若年層におけるフリーター、ニートの増加など雇用不安が続いています。
- このような中で、本町においては、平成 17 年 4 月に無料職業紹介所を開設して雇用の確保を図り、平成 18 年 4 月には高齢者の就業支援のためシルバー人材センターが開設しました。
- 今後は、さらに、新たな雇用を確保し、町民の安定的就労を図るとともに、これから定年を迎える団塊世代への対応が求められます。

### 計画の内容

- 1 「黄金山工場適地」等への企業誘致、既存企業の事業転換による新規事業への進出などを支援し、地域としての雇用の創出を図り、若者、女性、離職者への就職を支援します。

施策名	主な施策	主な事業
1. 雇用の創造	(1) 起業・経営革新の支援	県や商工会と連携した起業講座や異業種交流、情報提供や相談体制の整備充実 県や隣接自治体、大学などと連携した起業支援体制の検討 若者や女性、離職者などのキャリア（資格）教育や起業の支援
	(2) 企業誘致の推進	「涌谷」ブランドや30km圏内人口30万人の町・涌谷の立地条件を生かした企業誘致の推進 企業動向の情報収集と誘致活動
2. 就職の支援	(1) 就職・再就職支援	無料職業紹介所による就職・再就職支援 U・I・Jターン <sup>1</sup> 希望者等への総合窓口の充実
	(2) 高齢者就業支援	シルバー人材センターを活用した高齢者の就業支援

<sup>1</sup>U・J・Iターン：Uターンは都会から出身地に帰ること。Jターンは都会と出身地の途中地点に帰ること。Iターンは、都会から出身地ではない地域に移住すること。

## 第4章 自然と環境のまちづくり

### 【計画推進の基本方針】

1. 自然豊かな、自然とふれあい、自然を楽しむまちづくり
2. 自然や田園景観と調和した、「城下町」「天平」の歴史・文化の雰囲気伝える美しいまちづくり
3. 新興感染症や新たな公害への迅速・的確な対応
4. 住民の参画による公園の魅力化と有効活用

### 【施策の体系】



## 4 - 1 自然環境

### 現況と課題

#### 自然環境

- 標高236mの籠岳山は涌谷町の中央に位置し、石巻湾や船形連峰、栗駒山などを眺望でき、山頂には古刹、籠峯寺が鎮座し、民謡「秋の山唄」で全国に知られています。県の「自然環境保全地域」と「緑地環境保全地域」に指定され、豊かな自然環境が残されています。このすばらしい自然環境を後世に残していくため、監視体制の強化を図るとともに、保全への意識を高めていく必要があります。

#### 治山治水

- 近年、各地で台風や集中豪雨による自然災害が頻発していますが、本町には急傾斜地崩壊危険区域 38 か所、砂防指定河川・沢 2 か所、土石流危険渓流 49 か所があり、森林の適正管理を基本として、山地の荒廃を防ぐ治山事業や、砂防事業等の災害防止対策が必要です。
- 本町には、1級河川である江合川をはじめ旧北上川、旧迫川、田尻川、出来川が流れており、これまで水害に悩まされてきましたが、国・県による河川改修事業や内水排除のための排水機場の整備が進められ市街地の浸水被害は軽減しました。今後も、引き続き河川改修や排水路整備等を実施する必要があります。このほか普通河川については、集中豪雨の際には川岸の浸食や農耕地への浸水、冠水などの被害が懸念されることから排水対策を推進することが必要です。  
これからも施策を改善しながら積極的に推進していくべき施策です。

### 計画の内容

- 1 優良な自然環境を後世に引き継ぐために、自然環境と調和する開発を指導するとともに自然環境の定期的な監視を図ります。また、自然学習の促進と自然とふれあう場の整備を進め、自然環境保全への共通理解を育みます。
- 2 自然条件に適合する土地利用の促進をはじめ、治山治水施設機能を強化するなど自然災害を克服し、快適性の向上を目指します。また、整備に当たっては生態系維持や公園的利用の促進に向け配慮します。

施策名	主な施策	主な事業
1 . 自然環境	(1) 自然環境保全 の促進	籠岳山系動植物保護ゾーンの設置の検討 里山の保全活用に向けた方法の研究
	(2) 豊かな自然の 活用	森林、河川、農地の環境保全効果など総合的な自然理 解の促進 自然観察ガイドブックの発行など学習媒体の整備と体 験プログラムの開発 自然観察活動グループの育成支援 河川、沼周辺の自然と親しむ場の拡充 籠岳山の自然を活かす自然学習や休養型レクリエーシ ョン機能の整備検討 史跡、旧跡、自然を結ぶ散策ルート設定と整備促進
2 . 治山治水	(1) 治山等対策の 促進	均衡のとれた町土開発並びに土地利用の適正化 適正な森林管理による山地災害の未然防止 治山ダム建設や急傾斜地崩壊対策事業などの整備要望
	(2) 治水等対策の 促進	排水路整備など内水排除の推進 緊急度に応じた各河川の早期改修の整備要望
	(3) 自然を活かす 国土保全施設 整備の促進	生態系や親水性への配慮した工法の促進

## 4 - 2 景観形成

### 現況と課題

#### 景観の保全

- 本町の景観資源としては、笹岳山と江合川などの河川と豊かに広がる田園風景があり、市街地の一部には歴史的な景観も残され、城山公園と調和した河川の改修なども行われています。この美しい自然や田園景観保全を図りながら、地域景観と調和した公共施設の整備に努めるとともに、「城下町」や「天平」のイメージをアピールできるような街並み景観の形成を図ることが必要です。

#### 環境美化

- 本町では、毎年春と秋の2回実施される町民総参加による町内環境美化のための一斉清掃やすばらしい涌谷を創る協議会、企業、団体による清掃活動や“花いっぱい運動”が行われています。しかしながら道路や河川、森林等への空き缶のポイ捨てやごみの不法投棄が依然として見られます。
- 今後、広域的な連携を図りながら、環境美化に対する意識づくりの強化と活動の展開に力を注ぐとともに、全町的な“花いっぱい運動”の展開による市街地における花壇の設置などが課題です。

### 計画の内容

- 1 美しい魅力的な景観のまちづくりに向けて、自然や田園景観の保全とともに、「城下町」「天平」の歴史と文化を活かした魅力のある景観のまちづくりを進めます。
- 2 美しい潤いのある地域環境を保つため、ごみのないまちづくりを進めるとともに、花に彩られた美しいまちづくりを進めます。

施策名	主な施策	主な事業
1. 景観の保全 と創造	(1) 自然・田園景 観の保全	景観法にもとづく景観づくりの検討 笹岳山の斜面緑地や河川の自然景観の保全と創造 荒廃した遊休農地の有効活用や美しい農村集落の整備の 促進
	(2) 街並み景観の 創造	「城下町」「天平」を感じさせるデザインの街づくりの 推進 学校教育や社会教育での景観デザイン学習の推進
2. 環境美化	(1) 美化、清掃活 動の推進	町民総参加による町内一斉清掃の継続実施 クリーン奉仕活動支援事業による清掃ボランティア活動 の支援 「広報わくや」などを活用したポイ捨て防止の意識の啓 蒙 広域的な連携と不法投棄防止監視員の活用などによる不 法投棄防止対策の推進
	(2) 環境美化対策 の推進	自主的団体による公共施設への“花いっぱい運動”の支 援 事業所や家庭などの花木植栽の促進

## 4 - 3 環境保全

### 現況と課題

#### 環境保全

- 本町には、現在目立った公害は見られませんが、今後も町民の健康や快適な生活環境を維持するために、工場や事業所等からの公害発生防止に向けて、指導や規制を行うとともに、住民同士の身近な生活公害の防止についても適切に指導を行っていく必要があります。さらに、家庭排水の浄化など、地域環境への負荷の軽減を図るとともに、地球温暖化や熱帯雨林の減少といった地球規模での環境問題に対し、省資源・省エネルギーの取組により地球環境の負荷軽減を図り、循環型社会の構築を図ることが求められます。

#### 環境衛生

- 近年、新型インフルエンザやエイズ（AIDS）、O157、BSE、鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群（SARS）など、次々と新興感染症といわれる被害が世界的な規模で発生しています。また、院内感染や環境ホルモン、シックハウス症候群、アスベスト被害など、新たな環境衛生の課題も出てきています。絶えず、最新の情報収集に努め、町民の生命と健康を守るために、速やかに予防対策を講じることが求められます。

これからも施策を改善しながら積極的に推進していくべき施策です。

### 計画の内容

- 1 様々な公害発生の未然防止に向け、監視や指導體制を強化するほか、自然環境の保全に向けた対策に努めます。
- 2 新たに発生する様々な新興感染症や環境ホルモンなどの新しい環境被害に対し、最新情報の収集と提供に努めるとともに、未然防止に向けた取組の強化と、発生後の速やかな対応を行い、被害拡大の予防を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 環境保全	(1) 公害の防止	公害防止責務の周知徹底と指導促進 公害防止協定の締結促進 畜産公害の防止対策の促進
	(2) 地域環境の保全	学校や社会教育での身近な自然や日常生活を題材にした環境学習の推進 環境負荷軽減や資源保護に向けた生活のPRと啓発の推進 家庭排水の浄化や水洗化の促進 肥料や農薬の適正使用の促進 野焼きの防止などダイオキシン（環境ホルモン）の発生抑制の啓発
	(3) 地球温暖化の防止	大量消費、大量破棄の生活様式の見直しと省資源・省エネルギーの啓発 地域新エネルギーの利用促進
2. 環境衛生	(1) 新興感染症対策の推進	県との連携などによる最新の情報収集と広報での周知 関係機関との連携による速やかな予防対策の推進と相談体制の整備 被害発生後の速やかな隔離と被害拡大予防の推進
	(2) 新たな衛生課題への対応	院内感染や環境ホルモン、シックハウス症候群、アスベスト被害など、新たな問題に対する最新の情報収集と広報 関係機関との連携による速やかな予防対策の推進と相談体制の整備 被害発生後の速やかな支援と被害拡大予防の推進

## 4 - 4 公園緑地

### 現況と課題

#### 公園

- 本町には、都市公園として城山公園、涌谷中央公園、浅貞山公園があり、また河川公園（江合川右岸、左岸）、涌谷スタジアムを中心としたスポーツ公園が整備されるとともに、6か所の児童遊園が整備されています。今後、利用者の参画による内容充実や維持管理を図るとともに、市街地の防災施設にもなり得るポケットパーク<sup>1</sup>などの整備が求められます。

#### 緑化

- 本町は緑豊かな町ですが、中心市街地内の緑は必ずしも多いとは言えず、道路や公共建物の緑化に努めるとともに、公益施設や工場、各家庭の緑化を促進し、憩いと潤いのあるまちづくりを進めることが求められます。

#### 墓地・葬儀場

- 墓地については、集落共葬墓地や各寺院の境内墓地と町営吉住共葬墓地（165区画）がありますが、将来的な墓地需要を勘案しながら、町営墓地の拡張を検討する必要があります。葬祭場は、大崎地域広域行政事務組合の共同施設として連携を促進します。

### 計画の内容

- 1 安全で人間性豊かな暮らしを育む基本施設として、既存公園の効率的な維持管理を進めます。
- 2 四季を通じて緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めます。
- 3 寺院と協議しながら、墓地整備と維持管理に努め、安息地としてのより良い環境を目指します。

<sup>1</sup> ポケットパーク：道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして造った小さな公園

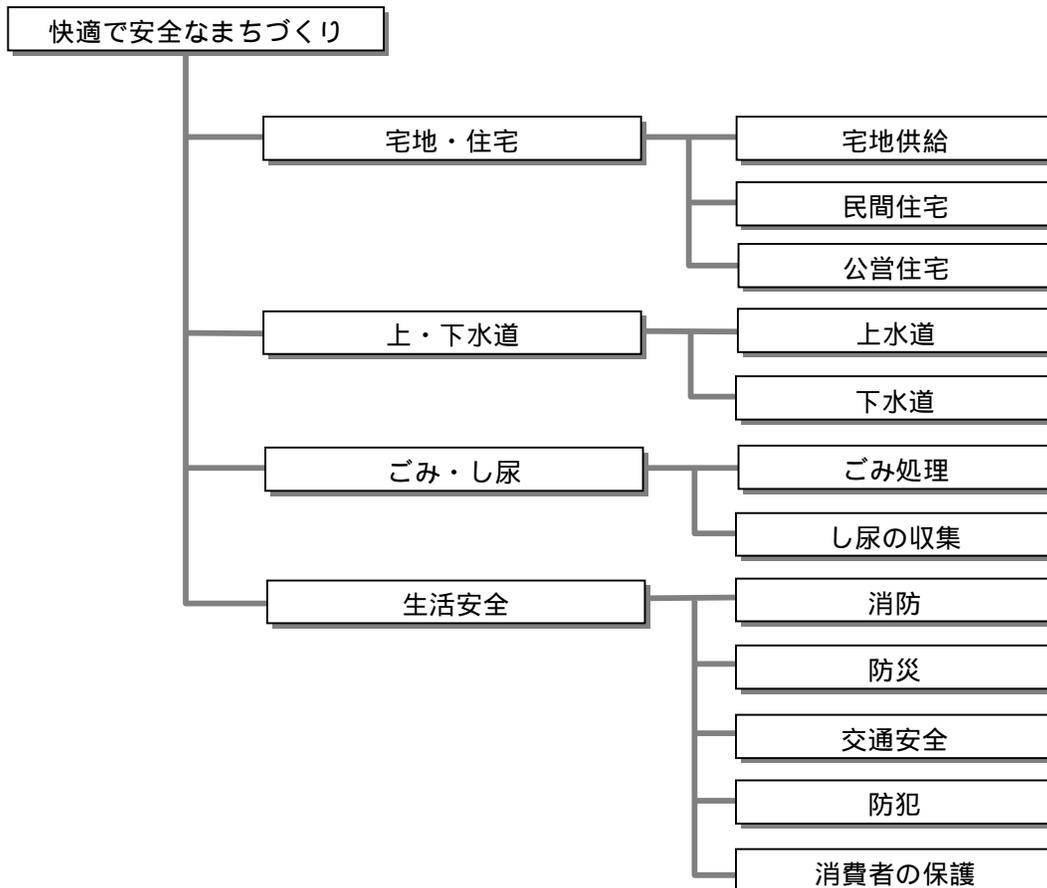
施策名	主な施策	主な事業
1. 公園	(1) 公園の維持管理と有効活用	既存公園などの施設設備の適正管理 利用者参画による公園の魅力化と有効活用 指定管理者制度の導入など、地元主導型の維持管理の推進
	(2) 公園の整備	モニュメント（記念碑、記念像等）の設置による公園の文化的活用の推進 防災強化と潤いを兼ねた公園の確保 安全に遊べる公園的広場、遊び場の整備確保
2. 緑化	(1) 緑のまちづくりの推進	桜回廊づくりなど緑のネットワーク整備と公共、民間施設での花木植栽の促進 町民緑化運動の推進
3. 墓地・葬儀場	(1) 墓地等の環境整備	墓地の維持管理と周辺環境の整備 大崎地域広域行政事務組合（葬祭場）との連携促進

## 第5章 快適で安全なまちづくり

### 【計画推進の基本方針】

1. 若者が住みたくなる住宅・住環境のまちづくり
2. ユニバーサルデザインの安全で環境にやさしい住宅づくりの促進
3. 安全で安定した水の供給と快適な下水道の整備普及
4. ごみや公害、温暖化ガスなど環境への負荷の低い、資源循環型のまちづくり
5. 火災・災害・交通事故・犯罪防止など、町民・地域・事業所・町が一体となって取り組む安全なまちづくり
6. 災害などへの安全な予防体制づくりと行政の的確な即応体制の整備

### 【施策の体系】



## 5 - 1 宅地・住宅

### 現況と課題

- 本町の世帯数は、平成22年は5,493世帯で、平成12年の5,517世帯をピークに、平成17年は5,513世帯と年々減少しています。また、世帯人員数も平成12年の3.50人から平成17年は3.34人、平成22年は3.18人と減少傾向にあり、核家族化が進行しています。
- 本町の住宅（平成20年住宅・土地統計調査）は5,650戸で、持家4,920戸、民間借家520戸、公営住宅210戸です。着工新設住宅戸数（平成21年度建築統計年報）は28戸で、近年、減少傾向にあります。住宅地については、平成6年度には中島地内に25区画、平成9年度には新下町浦地内に19区画を造成分譲しました。
- 町営住宅は255戸（平成20年3月末）で、平成11年度に八雲住宅の建替え（67→72戸、全戸ユニバーサルデザイン化）を実施しましたが、昭和44年以降に建設された淡島住宅（114戸）、一本柳住宅（63戸）については、すでに耐用年数（30年）を経た低所得者向けの公営住宅があります。このほか、県営住宅は、町内3か所（中島、田町裏、下町）に48戸があります。
- 住宅や宅地の整備は、若者の定住やU・J・Iターンの促進、企業誘致のためにも重要であり、自然や田園環境と調和のとれた民間の住宅と宅地の供給を促進するとともに、高齢者や障害者など誰もが住みやすいユニバーサルデザイン化や環境にやさしい、安全な住宅づくりなどが求められます。また、町営住宅の計画的な建替えが課題です。

### 計画の内容

- 1 若者などが住みたくなる町を目指して、定住ニーズを把握しながら、民間宅地開発の適正な誘導に努めます。
- 2 安全で環境にやさしい、涌谷町に適した住宅の普及を図るとともに、若者の定住に向けた住宅供給を促進します。
- 3 民間賃貸住宅と町営住宅の役割分担を見直すとともに、高齢者や障害者などの居住ニーズの把握に努めながら、公営住宅の維持修繕と老朽公営住宅の計画的な建替えを進めます。

施策名	主な施策	主な事業
1 . 宅地供給	(1) 民間宅地開発 の誘導	住宅マスタープランの作成と民間賃貸住宅や町営住宅 の役割分担の明確化 各種規制緩和による民間宅地開発の誘導と情報提供 事業縮小、文言確認 適正指導や立地誘導の促進
2 . 民間住宅	(1) 地域に即した 住まいづくり の推進	災害に強い住宅づくりの啓発普及 高断熱住宅や自然エネルギー利用による環境にやさし い住宅や高耐久性住宅、県産材使用住宅の啓発普及
3 . 公営住宅	(1) 公営住宅の住 環境の改善	居住者や周辺住民のニーズに対応した駐車場や集会施 設、公園などの整備検討 高齢者や障害者に配慮した住宅ニーズ把握と計画検討 入居者間の相互扶助を考慮した入居形態の導入検討
	(2) 公営住宅の建 替え	老朽町営住宅（淡島住宅・一本柳住宅）の計画的な建 替えの検討 災害に強い公営住宅建設の検討 若者向けの公営住宅の検討 公営住宅の建替え時にあわせて高齢者や障害者にやさ しい住宅の整備

## 5 - 2 上・下水道

### 現況と課題

#### 上水道

- 本町には、上水道と4つの簡易水道があり、平成21年度末現在、上水道普及率は**98.3%**となっています。給水人口は17,404人、1日最大給水量5,131kℓ（1人当たり166ℓ/日）規模です。上水道施設は昭和27年に創設され、5期にわたる拡張事業を進めており、漆沢ダムを水源とする県の大崎広域水道用水供給事業により昭和55年度から受水し、安定供給体制が確立されました。昭和60年の断水事故を契機として、自己水源（地下水）を確保するとともに老朽化が進んでいる配水管については、昭和35～60年頃に布設された石綿セメント管を年次計画により更新中（平成21年度末90%更新H25年度完了予定）です。さらに、昭和29年頃に布設された鑄鉄管を年次計画により（H26・27年度）更新予定です。継続して事業を推進することにより有収率 向上を目指しています。
- 組合の設立認可を受けている簡易水道（吉住・小里・松崎・太田）は、水質基準の改正に対応する設備の充実、水道供給の安定性や水質の安全性の確保を図ることが求められています。

#### 下水道

- 本町では、公共水域の保全と住みよい生活環境の整備のため中心市街地と周辺区域449haを対象とした公共下水道事業計画を策定し、平成4～10年度を第1期（49ha、処理人口2,800人）として事業を進め、平成11年に供用開始をしました。現在、第3期（318ha、処理人口9,150人）として平成22年度を目標に事業を進めており、平成22年度中に事業計画の変更を行う予定です。平成21年度までに面積は241ha、処理人口6,198人が完成し、水洗化率は39.0%となっています。
- 農村地域については、平成7年度に農業集落排水整備マスタープランを策定し、平成9年度から籠岳中央地区、平成11年度から上郡地区、平成14年度から花勝山地区、平成16年度から生栄巻地区において農業集落排水事業を実施しました。これらの計画区域以外では、合併処理浄化槽の設置を促進しています。
- 今後は、公共下水道・農業集落排水施設等による集合処理区域と合併処理浄化槽などによる個別処理区域の、計画的な整備と利用率（水洗化率）の向上を図るほか、災害に強い施設づくりやライフサイクルコストの低減が求められています。

#### 下水道整備の概況と目標

項目 \ 年度	平成19年度	計画目標
整備面積	223.0ha	449.0 ha
処理区域人口	6,853人	13,000人
処理区域戸数	2,432戸	3,900戸
認可区域面積	318.0ha	389.0 ha
水洗化率	47.5%	80.0%

## 計画の内容

- 1 全町にわたる安全で安定した水の供給に向けて、上水道改良計画等による施設の充実に図るとともに、事業運営の健全化、災害対策などを進めます。
- 2 水資源環境の保全と生活快適性を高めるため、公共下水道の整備普及とともに、農業集落排水事業と合併処理浄化槽設置の普及促進を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1 . 上水道	(1) 上水道事業の健全運営促進	適正料金による健全財政と安定供給の継続 事務処理の効率化と合理化の推進 給水タンクや応急復旧用資機材の充実、周辺自治体との応援体制など災害時における給水体制の整備 未給水地域の解消策の検討
	(2) 施設の維持更新	老朽化した取水や浄水施設の維持更新の検討 水道施設の耐震性強化 老朽配水管の計画的な更新と配水管網の整備 漏水防止対策による有収率の向上
2 . 下水道	(1) 公共下水道の整備	公共下水道事業の推進と水洗化の促進 処理施設管理と管路監視体制、災害時の管理体制の確立の検討 民間リサイクルプラントへの持ち込み処分など汚泥処理方法の検討 災害に強い施設整備の検討
	(2) 農業集落排水対策等の推進	農業集落排水事業の水洗化の促進 施設維持管理体制の検討 適正な汚泥処理方法の検討 災害に強い施設整備の検討
	(3) 合併処理浄化槽の普及促進	合併処理浄化槽の設置補助による普及促進

## 5 - 3 ごみ・し尿

### 現況と課題

#### ごみ処理

- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会やライフスタイルのあり方を見直し、環境負荷の低い循環型社会を形成するため、国では平成 12(2000)年に循環型社会形成推進基本法を制定、平成 15(2003)年には循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、総合的な施策を進めています。
- 本町のごみ収集は、大崎地域広域行政事務組合が委託した民間業者により、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみと粗大ごみに分別し、可燃ごみは週 2 回、可燃性資源ごみは月 2 回、その他は月 1 回収集を実施しています。処理は、一般可燃物は大崎広域東部クリーンセンターで、粗大ごみは大崎広域リサイクルセンターで処理しています。
- 今後は、ごみの減量化や資源化対策として、公衆衛生組合連合会が行う生ごみ処理機購入に対する助成の継続、分別への P R と分別収集の徹底を継続する必要があります。また、ごみの不法投棄防止のための監視対策などを継続して推進する必要があります。なお、産業廃棄物の処理については、県との連携を図りながら、適正な処理について事業者等への周知を図る必要があります。

#### し尿処理

- し尿処理は、民間業者が収集し、大崎広域東部事業所東部衛生センターに搬入し、処理を行っています。簡易浄化槽や合併処理浄化槽の適正管理への P R と指導の強化を図る必要があります。
- 今後とも、公共下水道事業や農業集落排水事業などの推進により、し尿の収集量は年々減少することが予想されますが、従来の収集体制による継続対応と汚泥処理機能の充実等が必要です。

### 計画の内容

- 1 衛生的な生活と環境負荷の低い、資源循環型社会を目指し、ごみ収集処理体制を強化していくとともに、ごみの 3 R の取組を推進します。また、産業廃棄物については、適正処理の啓発に努めます。
- 2 し尿収集処理に関しては、現収集処理体制の充実を図るとともに、下水道化・合併処理化の促進を基本に、処理体制の整備に努めます。

施策名	主な施策	主な事業
1 . ごみ処理	(1) ごみ収集・処理体制の強化	住民との連携による分別収集の促進とごみ収集処理体制の充実強化 ポスターやカレンダー、分別索引冊子による分別の徹底 産業廃棄物の適正処理の啓発 ごみの不法投棄根絶に向けた地域住民や警察、郵便局などと連携した効果的な監視体制の強化
	(2) ごみの3R化の促進	広報や学校教育、生涯学習での環境学習、イベントなどによる住民や事業者への意識啓発 地域ぐるみのごみ減量化と資源ゴミの再利用運動の促進 生ごみ処理機購入費に対する助成
2 . し尿の収集	(1) 収集体制の充実	し尿の通年安定収集体制の充実及び確保
	(2) 浄化槽の適正管理	浄化槽設置者に対する適正管理の指導徹底

## 5 - 4 生活安全

### 現況と課題

#### 消防

- 昭和45年に1市13町による大崎広域行政事務組合が設立され、組合本部が大崎市にあり、また本町には平成22年7月1日涌谷消防署・小牛田分署・南郷派出所が統合し「遠田消防署（50名）」が設置され、消防活動と救急業務体制を確立しています。町の非常備消防（消防団）は非常備消防本部分団と各地域に6分団18班があり、団員数は平成22年4月1日現在で315名（条例定数350名）、消防自動車1台、敷材搭載車両1台、積載車小型動力ポンプ16台を装備し、火災や災害などの非常時に備えています。
- 今後、多様化する消防需要に備え、施設・装備・通報システムの一層の充実など消防体制の強化を図るとともに、火災予防を推進することが必要です。また、日中に出勤できない団員が増加しつつあることから、人員と役割に応じた消防団の体制づくりに取り組むことが必要です。
- 救急車は平成21年度には年間670回出動し、高齢化の進行などにより年々増加してきており、救急救命士の充実と救急隊員の的確な応急処置活動を支援する資機材の充実が必要です。また、救急車が到着するまでの救命活動を、家族や地域の誰もがができるよう、救命技術を修得する機会と場の設定と機器の整備が必要です。

#### 防災

- 本町では、水防法、土砂災害防止法が改正になり、県で浸水区域、土砂区域の見直しをしておりますが、それに併せて、平成10年に作成した涌谷町洪水ハザードマップを見直し防災体制の整備強化に努めてきたところです。また、県では、阪神淡路大震災を教訓に市町村との連絡体制を強化するため、地域衛星通信を活用したネットワークを整備しました。さらに町では、平成12年に防災情報を発信できるホームページを開設したところです。
- 平成15(2003)年7月には宮城県北部連続地震が発生し、当町では最大震度6弱を記録し、全壊3棟、半壊23棟、一部破損287棟、重傷2人、軽傷15人の被害を出し、平成17(2005)年8月には震度5強の宮城県地震、平成20(2008)年には震度5強の岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部地震が発生するなど、地震活動が活発化してきており、専門家からは、さらに、宮城県沖地震発生の可能性も指摘されていることから、町全体の総合的な防災体制の強化を図るとともに、迅速かつ的確に情報を周知できるシステムの構築と災害時に関係機関や住民団体等との連携をさらに図る必要があります。

#### 交通安全

- 本町には国道2路線、県道5路線が町内を通過していますが大型ショッピングセンターがオープンし、自動車の交通量の増加やそれに伴って事故の増加も懸念されます。このため、関係機関と連携し、道路改良と併せて交通安全施設の整備や歩道の設置を進めるとともに、交通安全運動等町民の意識高揚に努めています。今後、高齢者の事故防止の取組や道路改良、交通安全施設の整備を進めるとともに、幼児や高齢者など交通弱者にやさしい交通環境を整えていく必要があります。

## 防犯

- 本町では、遠田警察署や防犯協会、その他関係機関等と連携を図りながら防犯灯の設置、犯罪防止広報等の防犯対策に努めているところですが、窃盗を中心に年間382件(平成22年1月1日現在)の犯罪が発生しており、全国的傾向である犯罪の低年齢化、凶悪化、巧妙化への対応が課題です。また、近年、幼児や児童への凶悪犯罪が頻発しており、地域をあげた子どもたちの安全確保が大きな課題です。
- 平成18年4月に涌谷警察署と小牛田警察署が統合され、元涌谷警察署は職員10人体制の幹部交番となったことから従来にも増して住民・行政・警察が連携を図りながら、安全な地域づくりを進めていくことが重要です。

## 消費者の保護

- 近年、インターネットや携帯電話などを駆使した巧妙な商品取引などの架空・不正請求、高齢者などを狙った悪質リフォームや訪問販売などが社会問題となっている一方、特定商取引法の改正、消費者契約法の制定、貸金業法改正など、消費者保護の法体制も整備されてきました。本町では、平成22年度より、消費生活相談員を配置し、情報の提供や相談などにより消費者の保護と意識啓発を図ってきました。
- 巧妙化する悪質商法などの被害に高齢者などが遭わないようにするため、県と連携し、複雑高度化する販売方法などを見極められる消費者の育成と被害者の相談支援体制の整備が求められます。

## 計画の内容

- 1 火災のない町を目指し、消防施設装備の近代化を進めるとともに、日常的な消防体制や救急体制の強化充実を図ります。また地域や関係機関との連携を強め、住民の防火意識の高揚を図ります。
- 2 災害に強いまちづくりを目指し、災害軽減に向けた予防対策の強化や地域住民が相互に助け合う自主防災体制の強化など災害発生時の迅速で的確な体制強化を促進します。また、必要に応じて地域防災計画を見直し、総合的な危機管理体制の構築を推進します。
- 3 交通事故ゼロのまちを目指し、道路の改良や歩道設置、交通安全施設の整備とともに、事故に遭わないための意識の高揚と運転者の交通マナーの指導の強化を図ります。
- 4 犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、家庭・地域・行政・警察などの連携を強化し、防犯意識の高揚を図り、犯罪を未然に防ぎ、犯罪から町民を守るための対策を講じます。
- 5 消費者が安心して消費生活を送れるよう、消費生活相談員を配置し、相談体制を確保します。また県や弁護士会と連携して情報提供や相談、苦情処理体制の充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1 . 消防	(1) 消防施設装 備の充実	消防施設、設備の整備充実と防火水槽、消火栓の計画的設置の推進 積載車小型動力ポンプ管理体制の強化・計画的な更新 通信体系の整備強化による危機管理体制の充実 緊急通報システムの有効利用 地域や関係機関との連携による通報体制の強化
	(2) 消防団の活 性化対策	消防団組織強化のための教育や訓練の充実 各種団体による自衛消防団の設置の促進
	(3) 救急・救命 体制の強化	救急・救助資機材の整備充実 講習会などによる救命技術の普及と自動体外式除細動器（A E D）などの配置の促進
	(4) 火災予防の 推進	広報等による防火意識の高揚と予防指導の強化 防火査察の徹底など防火対策の推進
2 . 防災	(1) 地域防災体 制の強化	広い道路や空地など防火帯や避難路のある安全な街づくりの推進 医療機関との連携や避難所等の設備整備 「防災マニュアル」の配布などによる防災意識の高揚 地域の自主防災組織の育成と事業所などとの応援協定の締結 町民総参加の防災訓練などによる初動体制の強化 災害弱者などの被害把握体制の強化 必要に応じた地域防災計画の見直し

施策名	主な施策	主な事業
	(2) 災害即応体制の強化	<p>有事の際の消防団などへの迅速な連絡体制の徹底と町域外との協力の確保</p> <p>迅速かつ正確な災害情報の提供と被害情報把握のための通信連絡体制の充実</p> <p>防災行政無線等の検討</p> <p>河川防災ステーションの整備</p> <p>民間からの借り上げや協力協定による非常時の防災資機材の充実と生活必需品備蓄の促進</p> <p>災害等非常時における広域的な連携強化</p> <p>交流都市などとの防災協定の検討</p>
	(3) 国民保護計画の推進	<p>国民保護計画に基づく国民保護協議会等の体制整備</p> <p>有事の際の災害対策本部と連携した伝達、避難、救援、応急措置等の体制整備</p>
3 . 交通安全	(1) 交通安全運動の推進	<p>幼児や児童、高齢者などに対する、「自らの安全は自ら守る」交通安全指導の徹底と反射材などの普及</p> <p>運転者、歩行者に対する交通安全の啓発の徹底</p> <p>各事業所における安全教育の徹底</p> <p>警察や関係団体との連携強化による運動の推進</p> <p>主要交差点などでの児童の通学時の安全確保</p> <p>高齢運転者の交通事故抑止対策として高齢者認定教育事業の実施</p>
	(2) 道路改良と交通安全施設の整備	<p>道路通行注意箇所把握と道路改良、防護柵やカーブミラーなどの設置</p> <p>交通安全施設の維持管理と年次計画による補修の実施</p> <p>通学路の歩道設置の促進</p> <p>交通の妨げとなる看板等不法占拠物の排除と視野障害物の撤去促進</p>

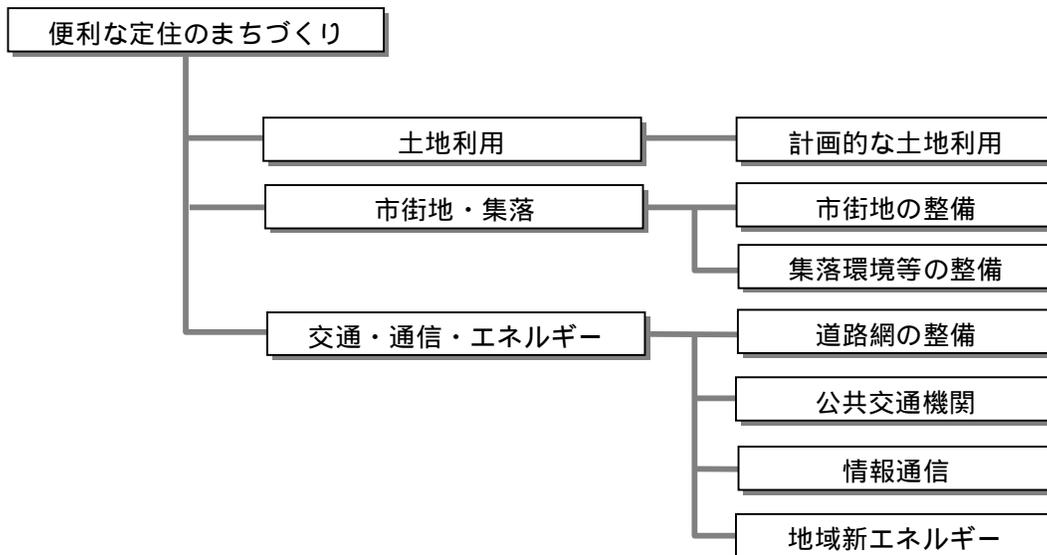
施策名	主な施策	主な事業
4 . 防犯	(1) 防犯意識の高揚	巧妙化する手口や被害などの情報の共有と連絡・広報体制の強化 学校・家庭・地域・職場での「自らの安全は自ら守る」防犯教育の推進と被害防止の知識や技術の習得促進 覚せい剤などの薬物に関する知識の普及と薬物使用防止のPRの充実
	(2) 防犯体制の強化	防犯協会・警察・学校・町の連携の強化と効果的な防犯活動の促進 子どもや女性の安全を守る地域活動の強化促進 青少年の非行防止活動の促進 効率的な防犯灯の設置促進
5 . 消費者の保護	(1) 消費者意識の高揚	学校教育や生涯学習での各年代に応じた消費者教育の推進 消費者被害を未然に防止するための情報提供
	(2) 消費者保護の支援	県消費生活センターなどとの連携による相談と苦情処理体制の強化

## 第6章 便利な定住のまちづくり

### 【計画推進の基本方針】

1. 自然・田園環境と賑わいのある市街地づくりが調和した土地利用の推進
2. バイパス沿線の開発による活力と魅力のある市街地づくり
3. 歴史的資源を活用した魅力的な中心市街地（タウンセンター）づくり
4. 町内公共交通体系の総合的な再編によるコミュニティ交通の確保
5. 情報編集・情報発信の活発なまちづくり
6. 地域にあわせた新エネルギーの開発と省エネルギーの推進

### 【施策の体系】



## 6 - 1 土地利用

### 現況と課題

- 本町の総面積(以下、平成20年土地概要調書)は8,208haで、田が3,070ha(37.4%)、畑が504ha(6.1%)、山林が2,416ha(29.4%)、宅地が627ha(7.6%)、その他1,568haなどで、田畑がわずかに減少し、宅地が増加傾向にあります。計画的な土地利用に向け、平成10年に「都市マスタープラン」、平成12年に「国土利用計画」、平成14年には「農業振興地域整備計画」が策定され、計画的な土地利用の推進が図られるとともに、籠岳丘陵のほぼ全域が県の「自然環境保全地域」と「緑地環境保全地域」に指定され、優れた自然環境の保全が図られています。
- 今後は、自然環境の保全と農林業の振興や新たな事業用地の開発整備との調和を図りながら、活力のある安全・安心・快適な街づくりを推進し、限られた土地の有効利用を図ることが課題です。

町民の満足度は平均より若干低い程度ですが、事業効果は低いと評価され、事業を維持するか縮小するか、大幅に改善するか合意形成が必要な施策です。

### 計画の内容

- 1 自然や田園環境の保全とコンパクトで活気と魅力にあふれた、安全・安心・快適で便利な街づくりに向けて、全町的な土地利用と都市形成指針を確立し、計画的な土地利用を展開します。また、秩序ある土地利用を促すため土地利用規制や誘導に努めるとともに、町有地の有効活用を進めます。

施策名	主な施策	主な事業
1. 計画的な 土地利用	(1) 総合的な土地 利用	<p>「都市計画マスタープラン」の見直しと都市整備方針の確立</p> <p>農業振興地域指定など土地利用の適正な活用と見直し</p> <p>土地情報システムなどの効果的な情報管理と活用の検討</p>
	(2) 土地の有効利 用の推進	<p>中心市街地活性化基本計画の見直し</p> <p>土地基本法など土地公共利用を促進する理念の普及</p> <p>関係法令による適切な開発誘導</p> <p>土砂採掘など景観や環境に影響を与える緑地の乱開発の防止</p> <p>計画的な市街化の規制や誘導と防災など安全性の重視</p> <p>水田などの環境景観の保全と遊休農地の有効活用</p> <p>森林の保全と育林の推進</p> <p>「県自然環境保全地域」「緑地環境保全地域」である笹岳丘陵の環境に調和する土地利用の検討</p>
	(3) 町有地の利用	<p>町有地活用計画の策定と有効活用</p> <p>石仏公園や広場と隣接町有地の一体化した土地利用の検討</p> <p>法定外公共物<sup>1</sup>の適正な管理</p>

<sup>1</sup>法定外公共物：現実に通路、水路等として公共の用に供されているものの、道路法、河川法、下水道法等のいわゆる公物管理法の適用又は準用のないもの。里道や認定外道路、赤線等と呼ばれる道路と水路、青線等と呼ばれる河川など。

## 6 - 2 市街地・集落

### 現況と課題

#### 市街地の整備

- 本町の市街地は、涌谷伊達氏の城下町として石巻街道（国道108号）や佐沼街道（国道346号）が交わり、さらには、江合川舟運で発展した歴史と伝統を有し、涌谷大橋から眺める涌谷城址は桜の季節のみならず、四季を通じて楽しめる風景です。近年の市街化動向では、住宅地は町の中心南側や駅裏に発達し、幹線道路沿道への大型店や企業などの立地など外延化が進み、一方、中心部の商業は空き店舗が目立つなど、空洞化が進んでいます。町においては、平成10年に「都市計画マスタープラン」、平成11年に「中心市街地活性化基本計画」を策定しました。
- 今後は、中心市街地（タウンセンター）の再生に向けて、歴史的風土を生かした魅力のある店づくりと並行して、子どもや高齢者が暮らしやすい市街地づくりが課題です。

#### 集落環境等の整備

- 農村部の集落では、農村総合整備モデル事業による計画的な整備が平成9年度に完了し、さらに道路や用排水路などの整備を進めています。今後は、農業農村整備事業の導入など、集落内の道路や排水処理施設など、身近な生活環境施設の整備改善が課題です。

担当セクションの事業効果は、低く評価しており、事業を維持するか、大幅に見直しするか合意形成が必要な施策です

### 計画の内容

- 1 都市計画マスタープランと中心市街地活性化基本計画の見直し、住民活動や交流、産業活動の拠点となる魅力ある中心市街地（タウンセンター）づくりを進めるとともに、景観や環境、防災、ユニバーサルデザインに配慮した市街地の計画的な整備と促進を図ります。
- 2 うるおい豊かな生活をおくる場として、農村環境の魅力を引き出す環境整備と生活快適性を高める環境整備を進めます。

施策名	主な施策	主な事業
1. 市街地の整備	(1) 魅力的な中心市街地（タウンセンター）づくり	「奥州・涌谷宿」の歴史的な街並み再生の検討 空き店舗の有効活用
	(2) 周辺市街地の計画的な整備	都市計画マスタープランの見直し 公園などオープンスペースを拡充する安全でゆとりのある都市骨格づくり 3,000㎡未満の開発に対する開発指導要綱策定の検討 バイパス沿道への商業施設などの立地誘導 民間の新規宅地開発の促進
2. 集落環境等の整備	(1) 快適で個性的な集落の形成	農村の個性的な振興のための整備事業の実施検討 道路等生活環境施設の整備と用排水路整備における多自然型工法の推進 堆肥舎整備による環境対策の推進

## 6 - 3 交通・通信・エネルギー

### 現況と課題

#### 道路網の整備

- 本町の道路網は、国道2路線、県道5路線、都市計画道路9路線、町道438路線で形成されています。国道は108号（石巻市～本荘市）と346号（仙台市～気仙沼市）の2路線が交差し、郊外に両国道のバイパスが整備され、中心市街地内の通過交通の排除を図っています。
- 今後は、国道・県道などの未改良箇所や自歩道整備要望を進めるとともに、石巻・新庄地域高規格道路の建設促進活動の強化を図る必要があります。さらに、都市計画道路の整備をはじめ、幹線町道の計画的な改良を進めるとともに、土地基盤整備に合わせた道路整備が課題です。

#### 公共交通機関

- 町内には、JR石巻線（小牛田～女川）と気仙沼線（前谷地～気仙沼）の2路線が運行され、涌谷駅など3駅が設置されています。しかし、モータリゼーションの進展や少子化、列車の運行本数や接続などにより乗降客は減少傾向にあり、一方、東北本線鹿島台駅などのパーク＆ライド<sup>1</sup>の利用が増加する傾向を見せています。このため、利用者ニーズに合う鉄道運行の要請や、仙台市などへの通勤可能性を高めるため、町外駅への駐車場確保などの検討も必要です。
- バスについては、平成15年10月に町民バスとして5路線が運行しており、住民ニーズに合わせた運行経路の変更や平成19年には、200円の定額料金制から100円に改正するとともに、ダイヤ改正等を行い高校生の通学を含めて利用者は年々増加しています。今後も、オンデマンド方式<sup>2</sup>の導入も含め、住民のニーズに合ったバス運行の維持を確保することが必要です。

#### 通信通信

- 平成22年度内に笹岳地区で高速通信網が整備され、平成23年度には地上デジタルテレビ放送への移行が実施されるなど、生活に密着した情報化が急速に進んでいます。庁舎内においては、PCの1人1台体制が平成20年度にほぼ整備され、事務の効率化も同時に進んでいます。今後は、行政情報の公開、災害時の通信体制の整備やインターネットを介しての各種申請の受付など、行政サービスの向上、行政情報化の充実を、事務の効率化とともに図ります。
- 地域情報化としては笹岳地区でのブロードバンドサービス提供、地デジ難視世帯の把握と国への情報提供など、生活に即した対応が求められます。庁舎内ではさらなる事務の効率化を目指し、既存のシステムを整理しながらの新システム導入が必要となります。

<sup>1</sup> パーク＆ライド：マイカーやバイクで駅まで行き、電車に乗り換える通勤・通学方法。

<sup>2</sup> オンデマンド方式：利用者の要求があった時にサービスを提供する方式。

## 地域新エネルギー

- 石油や石炭などの大量消費により、地球温暖化が進み、異常気象被害が頻発するなど、地球規模での対策が必要となってきています。国では、平成9(1997)年の「新エネルギー法」、平成10(1998)年の「地球温暖化対策推進法」、平成10(1998)年の「省エネルギー法」改正などの法整備を進め、限りあるエネルギー資源の有効活用や温室効果ガス排出の削減に向けた取組を進めています。
- 本町においては、庁内のエネルギー使用の抑制などを進めてきましたが、改正省エネルギー法の施行により、特定事業者となり、更なる省エネルギーの推進が求められます。また、地域をあげて、限りあるエネルギーの効率的な利用の促進と地域資源を活用した地域新エネルギーの調査研究と活用推進が必要です。

## 計画の内容

- 1 自動車交通の効率化と安全性や快適性の向上に向けて、生活圏の拡大につながる地域間幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活関連道路の重点的な整備を進めます。
- 2 子どもや高齢者、観光客などの環境にやさしい交通手段として、鉄道やバス路線の維持や確保と利便性の向上を要請するとともに、利用拡大対策や交通体系の再編等により、コミュニティ交通の確保を図ります。
- 3 「いつでも、どこでも、誰でも」電子情報を活用できるよう、ブロードバンドサービスの提供、町民のニーズに合った情報の提供などを行い、地域情報化、行政情報化を推進します。
- 4 地球環境問題への関心を高め、太陽光・水力・風力・バイオマスなどの地域新エネルギーの調査研究を推進するとともに、省エネルギーの推進を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 道路網の整備	(1) 主要幹線道路の整備促進	<p>「石巻・新庄間高規格道路建設促進同盟会」による建設促進に向けた要望</p> <p>国道108号・346号の改良整備と安全確保の要望促進</p> <p>県道河南築館線の道路改良と用地買収等の要望促進</p> <p>県道涌谷津山線の歩道整備の要望促進</p> <p>県道涌谷田尻線の道路改良の要望促進</p>
	(2) 生活道路などの整備	<p>町の玄関口である涌谷駅前広場の再整備検討</p> <p>幹線道路の改良、拡幅、舗装と歩道や側溝整備などの維持管理の促進</p> <p>農道等を含む生活関連道路の整備と維持管理の充実</p> <p>都市計画街路の整備の検討</p> <p>土砂災害や地震に備えた道路の点検、橋梁の安全性の確保</p> <p>交通危険箇所や踏切の改良整備の促進</p> <p>土地基盤整備に併せた農道整備の促進</p>
	(3) 道路環境の向上	<p>歩道の整備や段差の解消などのバリアフリー化などによる通学児童や生徒、高齢者などの通行の安全性の確保</p> <p>景観に配慮した道づくりの検討</p>
2. 公共交通機関	(1) 鉄道の利便性の確保	<p>古川・女川間鉄道整備促進期成同盟会による石巻線運行本数の増便と新型車輛導入による高速化、東北本線等との良好な接続の要望</p> <p>涌谷駅舎改築とトイレ整備に向けた支援策の検討</p> <p>鹿島台駅など町外幹線駅への駐車場確保の検討</p>
	(2) バスの利便性の確保	<p>町民バスの運行確保</p> <p>新たなバス運行体系の研究</p>

施策名	主な施策	主な事業
3 . 情報通信	(1) 情報・通信基盤の整備	光ファイバーなど高速通信網の整備促進と利活用 ICカード <sup>1</sup> など利活用の検討 ブロードバンドサービス提供事業（仮称）
	(2) 行政情報化・地域情報化の推進	各課によるホームページの常時更新体制の確立 視覚障害者や聴覚障害者などの利用に配慮したホームページのユニバーサルデザイン化 インターネットを介しての各種申請の受付などの検討 電子文書管理システムなど内部処理システムの導入による事務の効率化の推進 学校教育や社会教育での情報教育の充実による情報活用能力の向上
4 . 地域新エネルギー	(1) 地域新エネルギーの利用促進	太陽光発電や風車、バイオマスエネルギー、小規模水力発電などの調査・研究 太陽光発電設備導入事業
	(2) 省エネルギーの推進	省エネ機器の利用、照明や冷暖房温度の適正管理、高断熱仕様化など省エネルギーの取組の推進 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定 住民や事業者の省エネルギーの取組の促進

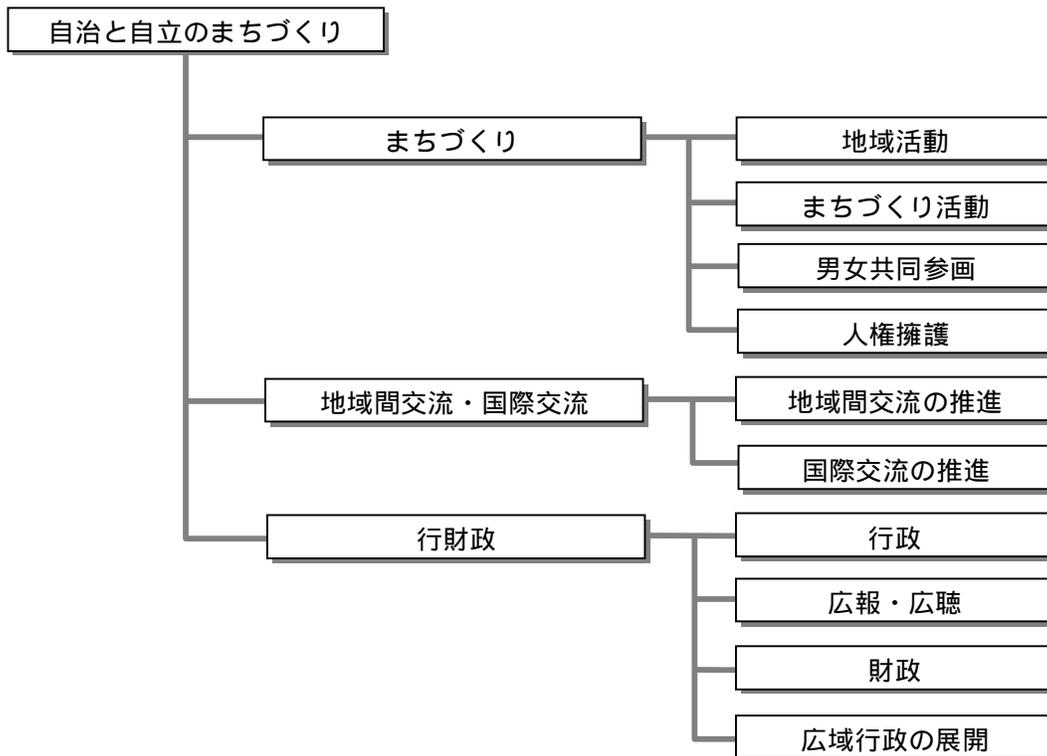
<sup>1</sup>ICカード：カードの中に、IC（集積回路）を組み込み、多くのデータを収めたカード。

## 第7章 自治と自立のまちづくり

### 【計画推進の基本方針】

1. 助け合う元気な地域コミュニティづくり
2. 地域クラブ、自治会活動などからのまちづくり
3. 住民と行政の協働によるまちづくり
4. 男女共同参画型社会の実現など人権尊重のまちづくり
5. 交流の活発な、全国・世界に開かれた多文化共生のまちづくり
6. 自主・自立のまちづくりに向けた戦略的な地域経営と行政のスリム化の推進
7. 自主財源の強化と、投資の選択と集中、徹底した経費削減による健全財政のまちづくり

### 【施策の体系】



## 7 - 1 まちづくり

### 現況と課題

#### 地域活動

- 地域社会は、町民生活の基礎となる単位ですが、少子高齢化や若者の地域離れが進む一方、趣味やボランティアなどのグループ活動（テーマコミュニティ）が活発化しています。本町は39の行政区で構成されるとともに、町民相互の様々な自治活動の組織として自治会があり、町では行政区と話し合い自治会の組織化に取り組んできており、平成22年度末現在、21行政区で自治会が組織化されています。
- 今後、地域福祉や自主防災活動、地域活性化、地域子育て支援や地域教育の充実などに向けて、自治会の組織化を促進するとともに、活動拠点となる公民館や地域集会所の整備や維持更新が求められます。また、活動の活性化に向けて、NPOやボランティア団体、地域クラブや産業団体、PTAなどとの連携が課題です。

#### まちづくり活動

- 地域の様々な課題を解決するためには、町民が町政への理解を深め、住民自らがまちづくり活動を進める必要があります。町では、「広報わくや」やホームページで情報提供を行うとともに、積極的な情報公開や住民意識調査の実施などを行い、町と住民の協働によるまちづくりに取り組んでいます。
- 魅力と活力にあふれた特色のあるまちづくりに向けて、行政情報の公開や提供を進め、住民の町政への参画機会の充実を図るとともに、町と住民や事業者などがお互いの役割を尊重し、対等な立場で、協働するまちづくりが求められています。

#### 男女共同参画

- 女性は、就職・再就職を希望しても雇用の場が少ないというのが現状です。このような中で平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成17年には内閣府に男女共同参画局が設置されました。性別にとらわれることなく、あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりが進められています。
- 一方、男性の家事・育児・介護等の時間は女性と比べると著しく短く、共働きの世帯でも家事は妻が行うという、性別による役割分担が多く見られます。女性の社会参画への支援のため、男女が互いに人権を尊重し、対等なパートナーとして相互理解ができるように、男女共同参画意識の啓蒙活動を推進していくことが求められます。また、男女間における暴力やセクシャルハラスメントへの対応など、家庭や地域、職場などにおける環境づくりも課題となっています。

#### 人権擁護

- 学校でのいじめや児童虐待、家庭内暴力、犯罪被害などの人権問題は、この10年間で大きく増加しています。本町では、学校教育や生涯学習、広報活動などにおいて人権尊重の啓発や普及、相談や保護などに努めています。
- 誰もがかけがえのない人間として尊重され、ともに生きることのできる社会に向けて、子どもや女性、高齢者や障害者、外国人などに対する差別や暴力・虐待のない人権尊重のまちづくりが求められます。

今後も積極的かつ継続的に推進すべき施策です。

## 計画の内容

- 1 活発に交流し、助け合うコミュニティづくりに向けて、全行政区での自治会の組織化を目指し、子どもや若者など誰もが参加しやすい地域活動の促進に努めるとともに、集会所などコミュニティ施設の整備・補修を支援します。
- 2 個性豊かで魅力あふれたまちづくりに向けて、まちづくりグループの立ち上げやリーダーの育成に努め、住民と行政の協働によるまちづくり活動の活性化を図ります。
- 3 男女が性別にとらわれることがなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に理解し、共に育みあう豊かな人間関係に支えられた地域づくりを推進します。
- 4 一人ひとりの人権が尊重され、お互いに相手の立場にたって考えることのできる社会の実現に向けて、学校教育や生涯学習、広報などにおいての啓発、学習機会の充実を図るとともに、人権擁護委員等による相談体制や保護体制の充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 地域活動	(1) コミュニティ活動の促進	自治会の設置促進と活動支援 自治会等民間団体の指定管理者への移行推進 地域づくり研究や先進地研修視察など様々な学習グループの立ち上げと地域リーダー育成の支援 花いっぱい運動などの環境美化活動やリサイクル活動などの促進 生涯学習と連携した地域福祉活動や健康づくり活動の促進 地域自主防災の促進 子どもや若者主体の祭りや子どもの体験学習の促進 イベントや祭り、趣味やスポーツの地域クラブ活動の促進 地区施設や公園などの地域での自主管理の促進 一定の収益をあげるNPO活動やコミュニティ事業 <sup>1</sup> 推進の支援
	(2) コミュニティ施設の維持・更新	花いっぱいコンクールなどによる地域施設の環境美化の促進 運動広場など地区コミュニティゾーンの計画的な整備検討

<sup>1</sup> コミュニティ事業：地域住民が主体となって地域の課題や問題を解決する事業で、地域福祉に関わる事業や農産物の直売所や特産品開発などの事業。

施策名	主な施策	主な事業
2 . まちづくり活動	(1) まちづくり推進体制の確立と活動支援	<p>町民と行政のパートナーシップによるまちづくり活動の推進支援</p> <p>ボランティアやNPOなどのまちづくり活動団体の立ち上げの支援</p> <p>「まちづくりリーダー研修会」などへの参加の促進</p> <p>まちづくりのための世代間交流や異業種交流の促進</p> <p>登録制度などによるボランティア活動の拡大促進</p> <p>住民自らが行政の業務の一部を担う「行政パートナー制度<sup>1</sup>」創設の検討</p> <p>総合特区制度や地域再生制度などを活用したまちづくりの推進</p>
	(2) 情報公開と住民参画機会の充実	<p>情報公開と行政情報提供の充実</p> <p>「広報わくや」やホームページの充実</p> <p>町の施策決定に関わる各種委員会などへの女性や若者などの参加や委員の公募による住民参画の推進</p> <p>計画や条例づくりになどにあたって委員会などの公開とホームページでの内容紹介、素案へのパブリックコメント<sup>2</sup>の実施</p> <p>町民会議の継続やまちづくりワークショップなどによる住民参画の推進</p> <p>住民からの意見、要望などの提案機会の充実</p>

<sup>1</sup> 行政パートナー制度：住民が、自分の持つ知識・経験・時間などの能力を活かし、町の事業やイベントに参加・協力したり、事業や業務を担うなど、行政とともにまちづくりに取り組む制度。

<sup>2</sup> パブリックコメント：町の計画の策定や政策決定にあたり、内容を広く公表し、住民などから提出された意見などを考慮して計画づくりや政策決定を行うとともに、提出された意見に対する町の考え方などを公表する手続き。

施策名	主な施策	主な事業
3 . 男女共同参画	(1) 男女共同参画意識の向上と参画条件の整備	「男女共同参画条例（仮称）」の制定と宣言の実施 男女共同参画の推進体制の充実 男女平等意識の啓発 人権の尊重と相互理解の促進 男女の固定的な役割分担意識の見直し 延長保育などによる子育て環境の整備 男女が共に働き続けるような介護や福祉サービスの充実 育児休業制度や介護休業制度などの周知と活用 農家における家族経営協定締結の促進 男女間におけるドメスティック・バイオレンスの根絶
4 . 人権擁護	(1) 人権教育・啓発の推進	人権教育の推進 人権を尊重する社会教育や啓発の充実
	(2) 人権尊重社会の実現	いじめのない学校づくりの推進 児童・高齢者虐待や家庭内暴力（DV）に対応する相談・保護体制の充実 女性への性的嫌がらせに対する相談体制の充実 人権問題についての電話相談や相談所の充実

## 7 - 2 地域間交流・国際交流

### 現況と課題

#### 地域間交流

- 人と人との交流は、地域づくりに新しい視点や知識と技術をもたらし、地域を活性化するうえで大きな効果があります。特に、国際化が進む中においては、国際的な視野に立ってまちづくりを進めることが求められています。
- 本町は、「日本初の産金地」、「万葉北限の地」と呼ばれ、その特徴を生かし、東大寺サミットへの参加などを行い、町民医療福祉センターは、保健・医療・福祉のモデル自治体の広島県尾道市（旧御調町）と交流を進めています。

#### 国際交流

- 古代の砂金採取技術が韓国（百済）から伝わった縁で、平成2年からは百済の古都、韓国扶餘郡林川面と交流が始まり、平成11年からは小学生が相互に訪問しホームステイを体験する海外派遣研修事業を実施しています。また、平成11年に設立された「涌谷町国際交流協会」は、平成13年に「扶餘郡林川面繁栄会」と友好親善協定を締結しています。さらに、平成23年には「扶餘郡林川面」と国際友好都市協定を締結します。
- 平成元年からアメリカのサリナス市との交流が始まり、農業・地域産業後継者海外視察研修事業の後、平成6年からは同市ハートネル大学での授業やホームステイ体験などを行なう中学生の海外派遣研修事業を開始。平成10年には同市と国際友好都市協定を締結しています。なお、平成22年には涌谷町国際交流協会により涌谷高校生を派遣しています。
- 平成9年から高齢者福祉視察研修団派遣事業を開始し、高齢者福祉の先進国デンマーク王国ソロー市で福祉関係職員が研修を受けており、平成15年には同市長が来町し、医療・福祉・介護を通じた国際友好都市協定を締結しています。
- 本町には年間約6,000人の外国人が観光訪問しており、町内に入る国道・県道10箇所、町内12箇所に英語やハングル語の標識案内板を設置しています。今後も、コミュニケーション能力と国際感覚豊かな人材育成など国際交流事業の推進を図り、多様な分野における交流を一層促進するとともに、外国からの観光客の受け入れや在住外国人が住みやすい多文化共生のまちづくりが課題です。

### 計画の内容

- 1 歴史と文化活動や産業活動などを中心に地域を超えた連携を促進するとともに、大崎広域圏での日常的な交流機会の充実を図ります。
- 2 国際交流の進展を図り、広い視野とコミュニケーション能力をもつ人材の育成に向けた支援を行うとともに、在住外国人が暮らしやすい、外国人観光客を暖かく受け入れる、多文化共生のまちづくりを進めます。

施策名	主な施策	主な事業
1 . 地域間交流の 推進	(1) 地域の特性を 活かした交流 の推進	東大寺サミットやゆかりのある市町村との交流推進 健康や福祉をテーマとした地域間交流の推進 防災応援協定締結や交流の検討 グリーンツーリズム（農業観光）や周辺地域との観光 ネットワークなど多様な交流の促進 事業縮小 住 民の関心が薄い、文言確認
	(2) 大崎広域圏で 交流の推進	教育、文化、スポーツ、産業などの交流の促進 青少年、女性などの団体間や個別での広域的交流機会 づくりの検討
2 . 国際交流の推 進	(1) 国際交流の推 進	「涌谷町国際交流協会」の充実 伝統文化・料理・スポーツ・音楽イベントなどを通じ た交流機会の充実 子どもや若者を中心とした国際交流機会の充実 サリナス市との多種多様な交流の促進 外国語による分かりやすいパンフレットの作成や外国 語による観光ホームページの作成
	(2) 多文化共生の まちづくり	外国語パンフレットや相談窓口など、在住外国人が暮 らしやすいまちづくり 韓国小学生などのホームステイ受け入れと語学ボラン ティアの育成 国際化に対応した案内板やパンフレットなどの整備促 進 外国語講座の支援

## 7 - 3 行財政

### 現況と課題

#### 行政

- 分権型社会への転換、少子高齢化、人口減少社会の到来、生活様式の高度化、価値観の多様化等に伴い、地域の総合的な行政主体である地方自治体は、様々な分野において構造的な変化に直面しており、こうした課題に迅速かつ的確に対応し、活力ある豊かな地域社会づくりに向けて主体的な役割を担うことが求められています。
- 行政運営に当たっては、地方分権一括法の施行に伴い、地方自治体の権限が高まり、国や県との間において、対等かつ協力の新たな関係が築かれていますが、地方自治体自らの判断と責任による地域の実情に沿った行政の実践が期待されており、国や県の施策動向や地域経済情勢に即時に対応できる体制を構築する事が必要となります。
- 本町では、国の財政危機と三位一体改革など、ますます厳しくなる財政状況のもとで、自立に向けて、自主財源の確保に向けた戦略的な地域経営を進めるとともに、行政組織のスリム化と効率化、住民と協働のまちづくりを推進するため、平成 17 年 6 月に行政改革推進本部を設置し、「行政改革推進計画」を策定し、行政改革に取り組んでいます。
- 今後は、町と住民との協働による戦略的なまちづくりを行うために、確実に行政改革を実践し組織体制の確立と人材育成を進め、厳しい財政事情のもとでの組織のスリム化と徹底的な事務の効率化を図ることが求められます。

#### 広報・広聴

- 広報については、「広報わくや」「広報わくやお知らせ版」を毎月 1 日、15 日に発行して、町の出来事、行事・行政情報を広く周知するとともに、身近な話題を提供しています。また、平成 8 年 11 月にはインターネットによるホームページを開設し、町の情報発信を行っています。今後も、わかりやすく、読みやすい紙面づくりや、ホームページによる新鮮な情報提供を行う必要があります。
- 広聴については、地区に出向いての「町政懇談会」などを開催し、地域の情報や意見、要望を聞くとともに、行政の情報提供も行っています。また、平成 8 年に「町民会議」を開設し、延べ 235 人の町民が委員に委嘱され、生活に密着したテーマを題材に年 5 回程度開催しています。様々な意見を出し合い、行政に反映される仕組みが定着してきており、今後も広く住民の参画が望まれます。

#### 財政

- 本町の平成21年度普通会計の歳入額は68.9億円で、平成12年度の81.2億円をピークに縮小傾向にあります。これは、国の方針による地方財政計画の縮減によるもので、いずれの自治体でも直面している問題です。特に、本町においては歳入のうち、地方交付税や国・県支出金等の依存財源が約70%を占め、歳出面においては、平成19年度に公債費償還のピークを過ぎておりますが、依然として償還額は多く、人件費、公債費等の義務的経費が40.9%を占めるなど、財政の依存性と硬直化が進んでいま

す。平成19年度決算から義務付けられた財政指標としての実質赤字比率は2.60%、連結実質赤字比率は25.23%と黒字決算になっており、実質公債比率は13.8%、将来負担比率は98.7%となっております。また、財政力指数は0.38、経常収支比率は92.0%、公債費比率は10.5%、町債残高は64.8億円となっております。

- 今後は、経常経費の節減・合理化を徹底し、併せて、地方財政計画の縮減に見合った事務事業の見直しを行い、歳入額に見合った歳出構造への転換を早急に進めながら、収納率の向上に努め、自主財源の確保に向けた戦略的な取組が求められます。

#### 広域行政

- 本町は、昭和46年設立の大崎地域広域行政事務組合に属し、消防、教育、ごみ、し尿、火葬場の各分野の事業について共同処理事業を推進しています。今後は、大崎市を中心市とした「大崎定住自立圏構想」による協定をもとに新たな、広域連携を図ります。

これからも積極的に推進していくべき施策です。

## 計画の内容

- 1 自主・自立のまちづくりに向けて、総合計画の要となるシンボルプロジェクトに住民と協働で取り組むとともに、住民のニーズに応える簡素で機動的な組織体制の確立と職員の育成、行政評価システムによる事務事業の徹底的な改善と改革、情報化の推進など、効果的で効率的な行政運営を行います。
- 2 透明性の高い行政運営を実現していくため、わかりやすい情報の提供を行うとともに、広く町民ニーズの把握に努め、町民と行政の協働によるまちづくりの展開を図ります。
- 3 「広報わくや」については、読みやすく、わかりやすい紙面づくりを研究し、町民に親しまれる広報を目指します。ホームページについては、迅速で多様な情報発信、各種申請書がダウンロードできる仕組、携帯電話用ホームページ開設の検討など充実を図ります。また、「町民会議」については、委員の年齢や職種が偏らないよう公募の検討もを行い、広く町民の意見を聞く場とします。また、町民と行政の協働によるまちづくりの指針となるように内容や形式の検討を行います。町政懇談会については、継続実施し、地区からの意見や要望を町政に反映します。
- 4 健全な財政運営に向けて、公会計の整備を進めるとともに、納税者の利便性の向上を推進し、自主財源の確保に努め、投資の選択と集中を図り、経常的経費のより一層の削減を進めます。
- 5 広域的な課題などへの対応や事務事業の効率的な運営を図るために、広域行政推進体制の強化と近隣市町村との連携事業や共同事業への取組を推進します。

施策名	主な施策	主な事業
1. 行政	(1) 総合計画実現に向けた戦略的なまちづくり	<p>庁議や課長会議、政策調整会議などの活性化と戦略的 地域経営能力と総合調整機能の強化</p> <p>人づくりからのまちづくりを総合的に推進</p> <p>事業の選択と集中による効果的で効率的な行政運営の 推進</p> <p>プロジェクトチームの設置によるシンボルプロジェクト の推進体制の整備</p> <p>地域福祉、地域教育、地域防災などを目的とした地域コ ミュニティの活性化の促進</p> <p>住民との協働（パートナーシップ）のまちづくりの推進 体制の整備</p> <p>行政情報の住民への提供の徹底</p>
	(2) 行政改革の推進	<p>行政改革推進計画の進行管理の徹底と行政改革の推進</p> <p>社会経済情勢の変化に柔軟に即応する簡素で効率的な組 織体制の構築</p> <p>行政評価・事業仕分け等の導入による事業見直しにより、 行財政の効率的運営を推進</p> <p>事務事業のマニュアル化による事務効率化の継続と事務 平準化の推進</p> <p>総合窓口サービスの充実など行政サービスの顧客(町民) 満足度の向上</p> <p>総合行政情報システムの整備により行政内部での情報共 有化を促進し、事務処理・業務等の効率的運営を推進</p> <p>ホームページ等情報通信メディアを活用した行政情報サ ービスの充実と住民との情報共有化の推進</p> <p>情報公開に対応した文書管理システムの充実</p> <p>社会情勢の変化に即応し、効率、適正な条例規則等の見 直しの迅速化</p> <p>地震対策や国民保護法等に対応した危機管理機能の充実</p> <p>公共施設の統廃合の検討と指定管理者等の制度活用によ る効果的で効率的な管理運営の推進</p> <p>住民参加型の住民サービスや民間事業者のサービスなど、 役割分担の見直しによる行政の効率化</p> <p>地域やボランティア、NPO、民間事業者による業務委 託などの検討</p>

施策名	主な施策	主な事業
	(3) 職員の意識改革と能力の向上	人材育成基本計画の策定と計画的な人材育成の推進 給与構造改革の主旨の徹底と人事評価制度の導入 職員の政策立案能力、問題解決能力、調整能力や専門知識や技術を高める研修や自主的な研究の促進 事業への住民参画推進、住民活動との連携強化
2 . 広報・広聴	(1) 広報活動の充実	読みやすい、町民に親しまれる広報紙づくりの推進 ホームページによるタイムリーな情報提供や申請書のダウンロードサービスの充実
	(2) 広聴活動の充実	意見箱やメールなどによる提案制度など町民参加を促進する広聴システムの推進 町民会議や町政懇談会等の開催による町民要望事項の検討、町政への反映
3 . 財政	(1) 財政基盤の確立	地域産業の振興や企業誘致の推進 納税意識の高揚対策の促進と、口座振替の促進、滞納者への収納体制の強化などによる収納率の向上 公有財産台帳を整備し、町有財産の適正な管理と活用の検討

施策名	主な施策	主な事業
	(2) 財政運営の健全化	町民にわかりやすい財政情報の提供 新公会計制度 <sup>1</sup> による財務諸表の作成 補助費の抑制、物品購入の一元化などによる物件費の削減 補助金の見直しと国・県及び広域行政などに対する負担金の縮減の推進 行政運営の効率化をはかるため、事業運営・公共施設等管理運営の協同化、業務の民間委託(アウトソーシング)を推進
4 . 広域行政の展開	(1) 広域市町村圏計画の推進	「大崎定住圏自立圏構想」による協定をもとに、新たな広域連携の推進 共同事務や事業の効率化の促進
	(2) 広域連携の強化	交通網整備、観光、防災、企業誘致等での連携強化 広域的な文化事業、イベント等の開催

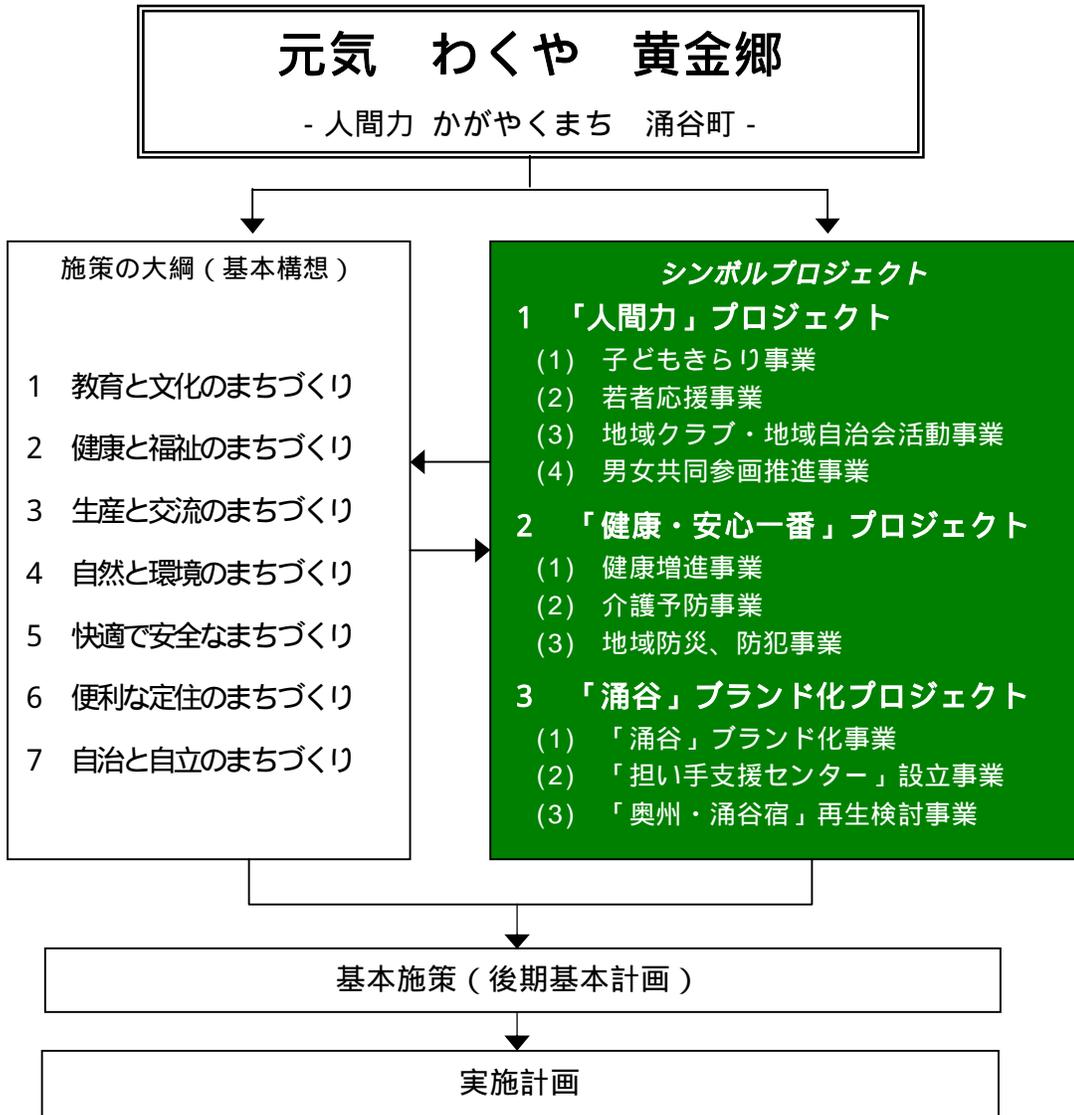
<sup>1</sup> 新公会計制度：発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入するもの。

## 第8章 シンボルプロジェクト

町の将来像「元気 わくや 黄金郷 - 人間力 かがやくまち 涌谷町 -」の実現に向けて、住民と行政が協働で、「人間力」「健康・安心一番」「涌谷」ブランド化の3つの「シンボルプロジェクト」に取り組みます。

この3つの戦略的な「シンボルプロジェクト」への集中的な取組により、全国・世界に元気な情報発信を行って交流を促進させ、人と産業の元気なまちづくりを進めます。

シンボルプロジェクトの位置づけ



## 8 - 1 「人間力」プロジェクト

### 目的

将来の町を担う子どもや若者が元気に活躍する、活気のあるまちづくりに向けて、子ども達がよく遊び、学ぶ意欲や学力を身につけ、自然体験や社会体験などを通して多面的な「人間力」を身につけることができるよう関係機関が連携し、子どもの自立を支援するとともに、若者が安定的な仕事に就き、結婚し、町に定住して子育てができるよう、重点的に取り組みます。

また、地域クラブ活動やまちづくり活動に参加して生活を楽しみ、生涯にわたって学習し、互いに地域で支えあう、町民が元気なまちづくりを進めます。

### 事業内容

#### 子どもきり事業

子どもたちが多面的な「人間力」を持った未来の涌谷町民として活躍できるように、幼保一元施設の早期整備や学校教育の充実と家庭や地域において様々な体験の機会の提供を図ります。

（幼児教育）

- 教育・養護の充実
- 家庭・地域教育の推進

（子育て支援の充実）

- 保育事業の充実
- 放課後児童対策の充実
- 子育て支援の充実
- 子育てを応援する社会づくり

#### 若者応援事業

若者が安定した仕事に就き、地域で活躍し、定住し、結婚・子育てができるよう、若者のキャリア教育、起業の支援、子育て支援の充実など総合的な応援を行います。

（社会教育）

- 地域職業教育の推進
- まちづくり学習の充実

（若者の自立と定住の支援）

- 若者の自立支援
- 若者の定住支援

（雇用の創造）

- 起業・経営革新の支援
- 企業誘致の推進

## 地域クラブ・地域自治会活動事業

趣味などの地域クラブ活動やボランティア活動を支援するとともに、地域住民の人間力（知恵）から新産業を生み出すグループの立ち上げを支援します。

また、地域自治会などが公の施設の指定管理者などとして行政との協働に積極的に関わるとともに、さらにはコミュニティ事業に取り組むことができるよう支援体制を整備します。

### （生涯学習）

- 生涯学習のまちづくり推進体制の確立
- 生涯学習施設の有効活用と整備
- 生涯学習活動の促進

### （青少年の健全育成）

- 青少年の活動機会の充実
- 青少年の自立の支援

### （芸術文化）

- 芸術文化活動の推進
- 鑑賞機会の充実

### （福祉コミュニティづくり）

- 福祉教育や福祉広報・啓発の充実
- 地域福祉活動の促進

### （福祉ボランティア活動）

- ボランティア活動の支援
- ボランティア活動の促進

### （生きがい対策の推進）

- 学習や文化・スポーツ活動の充実
- コミュニティ活動や生きがい就労の支援

### （地域活動）

- コミュニティ活動の促進
- コミュニティ施設の維持・更新

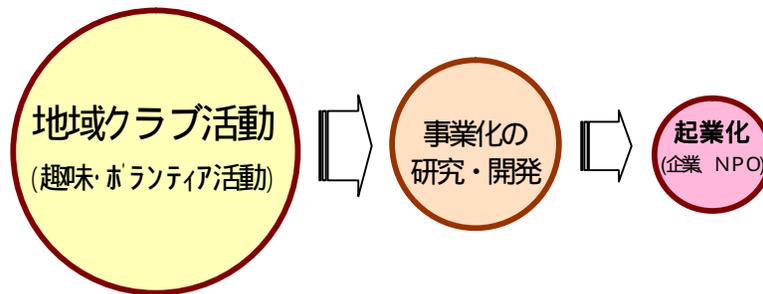
## 男女共同参画推進事業

仕事や子育て、クラブ活動や地域づくり活動、産業活動などに男女が共に参画し、活躍できるよう、固定的な役割分担意識の改革や参画条件の整備を図ります。

(男女共同参画)

- 男女共同参画意識の向上と参画条件の整備

趣味・ボランティア活動から、事業化の研究・開発、さらに起業化へ



## 8 - 2 「健康・安心一番」プロジェクト

### 目的

「健康と福祉の丘」の取組みをさらに発展させ、健康寿命<sup>1</sup>85 歳の実現を目指しウォーキングなどを中心とした健康づくりなどの取組を推進します。またさらに、高齢化の進行が予測されることから、高齢者等が要介護状態になることをできる限り予防し、要介護状態となっても安心して暮らせる地域づくりを目指します。

また、今後、発生が予想される宮城県沖地震や子どもへの犯罪なども心配されることから、安心して暮らせるまちづくりに向けて、重点的な取組を進めます。

### 事業内容

#### 健康増進事業

生活習慣病予防に向けて、ウォーキング、サイクリング、ニュースポーツ、リフレッシュスポーツなどを取り入れた健康づくりを進め、生涯を通しスポーツに親しむことができるよう推進します。

(健康づくりの推進)

- 保健事業の充実
- 町民による健康づくりの推進

#### 介護予防事業

地域包括支援センターを中心に、高齢者等の状態像に合った介護予防プランを策定し、筋力向上、転倒予防を目的とした運動教室や栄養改善指導など新たな介護予防サービスの利用を促進します。

(介護予防の推進)

- 生活習慣病予防など健康づくりの推進
- 寝たきりや認知症の予防と介護家族の支援
- 包括的支援体制づくり

<sup>1</sup> 健康寿命：ある人の寿命の中で、心身ともに健康でいられる期間。近年、実質的な寿命を測る指標として用いられるようになった。

## 地域防災・防犯事業

高齢者や子どもなどを災害や犯罪から守るため、住民による地域自主防災体制の整備や地域防犯体制の整備などを重点的に支援します。

(防災)

- 地域防災体制の強化
- 災害即応体制の強化
- 国民保護計画の推進

(防犯)

- 防犯意識の高揚
- 防犯体制の強化

(地域活動)

- コミュニティ活動の促進
- コミュニティ施設の維持・更新

健康寿命 85 歳の元気なまちづくり



## 8 - 3 「涌谷」ブランド化プロジェクト

### 目的

涌谷町に何度も行ってみたい、食事や買物をしたい、と思える魅力のあるまちづくりをめざし、地場産品、郷土料理の「おぼろ豆腐」などの全国ブランド化を進めるとともに、城下町涌谷の歴史的資源を活用した仮称「奥州・涌谷宿」再生をキーワードとした中心市街地の活性化に努め、土地柄（地域）としてのブランド形成を目指します。

また、本町農業の基幹作物として施設園芸を拡充するほか、担い手育成及び経営者としての資質向上が急務であることから「担い手育成総合支援センター」を設立し推進母体とします。

### 事業内容

#### 「涌谷」ブランド化事業

安心・安全でおいしい米や野菜、おぼろ豆腐等の地場産品を産んだ土地柄を町民のおもてなしの心（ホスピタリティ）と融合させ、「涌谷」としてのブランド形成を図り、各種地場産品や観光交流事業の拡大、情報発信力の強化を図ります。

（加工・販売の促進）

- 「涌谷」ブランド加工食品の開発支援
- 「涌谷」ブランド加工食品の生産・販売の支援

（個店の魅力化）

- 魅力ある個店の創出
- 地域商業の活性化

（雇用の創造）

- 起業・経営革新の支援
- 企業誘致の推進

#### 「担い手育成総合支援センター」設立事業

本町の農業振興のためには、その基礎となっている稲作や畜産などを振興するとともに、近年、栽培農家が増加している小ねぎ、ほうれん草などを中心とした園芸作物の作付け拡大と品質向上、ブランド形成が必要とされています。センター機能を充実させ、農家の新規取組や作付け拡大を図るとともに、新規就農者（I・J・Uターン）の受け入れ窓口となり、農家所得の向上と農家人口の増加を図ります。

（農業生産の振興）

- 意欲的な担い手の確保・支援
- 「涌谷」ブランドの農畜産物の産地形成
- 情報の高度活用

## 「奥州・涌谷宿」再生検討事業

本町は、江戸時代には石巻街道（国道 108 号）と佐沼街道（国道 346 号）の交わる場所に開けた 2 万 3 千石の城下町として発展し、「涌谷宿」と呼ばれていました。その店構えやイメージ等の復元再生により商店街の活性化と観光、交流の推進を図ります。

（商業サービス環境の整備）

- 魅力ある商店街づくり
- 共同ソフト事業の促進
- 新たな事業用地の提供

（個性的な観光の推進）

- 観光資源の再発見と魅力化
- 体験観光の推進
- 観光イベントの魅力化

（市街地の整備）

- 魅力的な中心市街地（タウンセンター）づくり
- 周辺市街地の計画的な整備